

# 文教厚生委員会 会議録

=====  
日 時 令和7年2月26日(水)  
午前10時開会、午後2時20分閉会  
場 所 第2委員会室

---

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 教育委員会関係
    - (2) 保健福祉部関係
    - (3) こども未来部関係
    - (4) 「土浦市公共施設等再編・再配置計画」に係る進捗状況等について
    - (5) 総合評価方式の改定について
    - (6) その他
  - 4 閉 会
- 

出席委員(8名)

委員長 矢口 勝雄  
副委員長 田中 義法  
委 員 吉田 千鶴子  
委 員 鈴木 一彦  
委 員 勝田 達也  
委 員 福田 勝夫  
委 員 平岡 房子  
委 員 根本 法子

---

欠席委員(なし)

---

説明のため出席した者(27名)

保健福祉部長

羽生 元幸

社会福祉課長	坂本 英宣
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	中川 光美
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	岩田 幸一
行政経営課長	天貝 健一
行政経営課公共施設マネジメント推進室長	川中 信樹
管財課長	皆藤 秀宏
管財課契約検査係長	村田 雄一

---

事務局職員出席者

主 幹      高橋 陽平

---

傍聴者（なし）

---

○矢口委員長 ただ今から、文教厚生委員会を開会いたします。全委員の御出席でございます。はじめに、教育委員会からです。議案関係に入ります。資料は文教厚生委員会、令和7年、2月26日開催、教育委員会をお願いします。令和7年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、指名はいたしませんので、執行部より順次説明願います。

○塚本教育総務課長 ①の2ページ目、ページ下の番号は53ページをお願いいたします。資料①の2ページになります。教育委員会バス更新事業でございます。本事業の目的及び概要でございますが、教育委員会では、児童生徒の校外学習等の送迎用として現在バス3台を保有しております。そのうちの大型バス1台が運行開始から20年が経過し、老朽化が著しいことから、児童生徒の安全な移送を確保するため更新するものでございます。更新においては、環境に配慮した低公害型の中型バスに更新してまいります。

○岩田指導課長 資料の54ページをお願いいたします。地域スポーツ・文化クラブ運営事業です。こちらは、国の委託事業を受け、令和5年度10月より土浦市地域クラブ活動推進協会に委託し、運動部活動4競技で休日部活動の地域移行を先行実施しているところです。令和6年度は通年実施を通じて、クラブ運営や学校運営等の学校、地域との連携、こういった課題を整理してきたところです。令和7年度は運動部活動5競技を追加し、地域移行に向けた多様なモデルについての実習事業を行っていくところです。今後は令和8年度に向けて、文化部も含めて全部活動の休日部活動を地域クラブ活動へと移行する流れとなっております。現在、この地域クラブ、ブルーオーシャンによる地域展開部である土浦モデルは、スポーツ庁や県、また、県内外の自治体からも高い評価を受けており、ロールモデル等を目指して今後も推進していきたいと考えております。つづきまして、55ページになります。校内フリースクール等支援事業になります。こちらは、不登校児童生徒の支援を行うために、各中学校、義務教育学校後期に設置する校内フリースクールに支援員を設置している事業です。令和5年度前期から、モデル校3校に校内フリースクールを開設し始めまして、令和6年度には、全中学校に校内フリースクールの設置を完了しました。県の校内フリースクール設置促進事業補助金を活用して支援員を4名を配置してきたところですが、毎週2日から3日程度の開設にとどまっている学校もこれまでございました。令和7年度からは支援員を2名増員し、不登校児童生徒を支援として、平日は毎日、校内フリースクールを全校に配置できるようにしたいと考えています。現在、令和5年度文科省調査の不登校生徒30日以上欠席者の出現率は、市内で中学校において、これまで右肩上がりだったものが減少傾向に転じております。そういった効果も今のところ見ら

れておりますので、今後この校内フリースクールの充実を図っていきたいと考えております。

**○塚本教育総務課長** つづきまして、ページは56ページになります。上大津地区統合小学校整備事業でございます。本事業は、上大津地区小学校適正配置実施計画に基づき、旧上大津西小、上大津東小、菅谷小の3校を統合して新設する令和10年4月開校予定の上大津小学校の施設整備事業でございます。事業の概要でございますが、令和6年度は地域住民や児童生徒、教職員とのワークショップのほか、学校長、PTA代表、区長等で構成する基本設計検討委員会を開催し、基本設計に係る御意見をいただき、設計への反映を行ってまいりました。基本設計につきましては、現在まとめ作業を行っており、6月に皆様へ御報告させていただくとともに、市民へ公表する予定でございます。令和7年度は実施設計のほか、新校舎側の石橋遺跡の埋蔵文化財調査、学校建設により道路の付替えが必要となる上大津東小西側の市道田村116号線の改良工事を実施いたします。今後につきましても、令和10年4月開校を目指し、児童のより良い教育環境の整備と学校教育の充実に向け、着実に事業を進めてまいります。つづきまして、次のページをお願いいたします。小中学校長寿命化改良事業でございます。本事業は令和2年度に策定した学校施設の長寿命化計画に基づき、学校施設に求められる機能、性能を確保するため、屋上防水や外壁塗装など、構造体の長寿命化、水道、電気ガス管等のライフラインの更新や断熱サッシ等の省エネルギー対策など、学校施設の目標使用年数を80年とするための長寿命化改良工事を行っております。令和4年度の神立小学校屋内運動場棟及び特別教室棟の長寿命化改良工事を皮切りに、これまで6件の工事に着手し、そのうち乙戸小学校を除く5件が完了しております。今年度の事業内容は、2か年工期の2年目となる乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟の工事について、7年度末完成に向け、引き続き実施するとともに、下高津小学校屋内運動場長寿命化改良工事の基本設計に着手してまいります。今後につきましても、児童生徒の教育環境の維持、確保のため、長寿命化計画に基づき、年次計画で事業を進めてまいります。

**○矢内生涯学習課長** 下のページ、58ページを御覧ください。コミュニティスクール推進事業でございます。事業の目的ですが、コミュニティ・スクール学校運営協議会制度を円滑に運営し、学校と地域住民等が力を合わせることで、地域とともにある学校を目指すものでございます。これまで令和3年から4年度にかけて、コミュニティ・スクールの導入に向けた検討を行い、令和5年度から市内の市立小中学校、義務教育学校の全23校に学校運営協議会を設置しました。それぞれの学校で学校運営の基本方針等の協議を始め、令和6年度からは学校、家庭、地域が連携協働して行う地域学校協働活動の体制作りを進め、学校と地域をつなぐコーディネーターとなる

地域学校協働活動推進員を新治義務教育学校に2名配置いたしました。令和7年度につきましては、引き続き、学校運営協議会での協議を進めるとともに、地域学校協働活動推進員の配置を拡充して地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進してまいります。

○佐賀文化振興課長 59ページをお願いいたします。つづきまして、文化振興課の指定文化財等管理事業です。事業の目的として、文化財保存活用地域計画に基づき、本市の歴史、文化遺産を守り、後世に伝承していくものです。来年度の事業内容は、引き続き、日常的に管理が必要な指定文化財の所有者に対し管理公開の支援をするほか、滅失のおそれのある歴史的建造物の調査を行います。また、経年劣化等で修理の必要な市指定文化財、愛宕神社本拝殿は令和6年から令和8年の3か年でかや屋根の修理に対し補助をするものです。つづきまして、次のページをお願いいたします。文化財整備活用事業です。事業の目的としては、文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存活用を図り、歴史、文化を生かしたまちづくりを目指すものです。令和3年度に寄贈を受けた一色家住宅につきましては、公開に向け、看板の設置や安全対策を行うほか、近隣の文化財とともに活用を図ってまいります。

○比毛上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 つづきまして、上高津貝塚ふるさと歴史の広場です。サイドブックの資料は続きをお願いいたします。特別展・企画展事業でございます。この事業の目的は、展覧会を通じて本市の歴史に関する調査、研究成果を広く公開することによって、市民の郷土への関心や愛着を高め、文化財保護に対する意識の向上を図ることです。令和7年度は秋に第28回企画展として、「文字資料が語るもの」を開催いたします。展示では、土器などに記された様々な歴史資料を集め展示し、古代の土浦地域の歴史を御紹介いたします。

○木塚博物館副館長 62ページをお願いいたします。重要資料公開推進事業です。事業の目的は、特別展やテーマ展を通して歴史研究の成果を公開し、市民の郷土史への関心を高めていくことです。事業の概要ですが、令和7年度は令和6年度から継続し、第46回特別展「まなびのかたち」を開催し、殿様や砲術の指南役、絵師、医者など、江戸時代の人々の仕事やライフプランを学びや、教えをキーワードに展示し、その生き様を御紹介します。このほか、テーマ展「土浦花火100年」を開催し、100年の節目を迎える花火大会の歴史を紹介いたします。

○寺崎スポーツ振興課長 63ページをお願いします。川口運動公園整備事業です。川口運動公園は昭和29年度の開設から70年が経過しており、多くの施設で老朽化が進んでおりますが、かすみがうらマラソンのメイン会場となっているなど、今後も活用が見込まれることから、適切な維持管理及び環境整備を行ってまいります。今回事業の対象となるのは、写真にございます職員が常駐する陸上競技競技場内の管理事

務所、こちらは、昭和49年度竣工ですが、今年度に耐震診断を実施した結果、所要の耐震性能が確保されていないことが判明したことから、大規模地震に備え、令和7年度に耐震補強工事を実施いたします。併せて、管理棟随所で経年劣化が見られるため、屋上外壁塗装等外装改修や、建具の交換と内装改修を実施いたします。これらの事業を実施することで、施設の安全性の向上や延命化に寄与すると考えます。

○塚本学務課長 最後のページ、64ページをお願いいたします。小学校口腔衛生推進事業（フッ化物洗口事業）について、御説明をいたします。事業の目的は、フッ化物洗口を学校で集団実施することにより、虫歯予防の習慣化や自分の歯を守る意識付けを行うとともに、公平な虫歯予防機会を提供することで、健康格差の縮小を図るものです。事業の概要は、これまでの経緯欄に記載のとおり、令和4年度の導入以降、毎年対象校及び対象学年を拡大しており、令和7年度は上大津東小学校及び菅谷小学校の4学年において実施予定となっております。事業費は、フッ化物洗口液などの購入経費が主なものです。フッ化物洗口は歯の健全な発育、更には全身の健康増進に寄与し、また、集団実施により健康格差の縮小が期待できることから、今後についても虫歯罹患率の高い学校から事業を開始し、全校実施を目標に対象校を拡大してまいります。

○矢口委員長 ただ今、主要事業について、12項目御説明いただきました。それでは、委員の皆さんから質問等を受けたいと思います。

○福田委員 二つほど分かる範囲で教えてください。このナンバー3の55ページ、校内のフリースクール等の事業、今、いずれにしても様々な努力がされてると思うんですね。それで、今現在の状況で、この小中学生の不登校生が何人いるのか。分かりましたら教えてください。二つ目は、ナンバーの5で57ページですけれども、小中学校の長寿命化計画、この避難所となる体育館、冷房化されている体育館、これがどこなのか。それから、この辺の計画といいますか、その辺が分かりましたら教えてください。

○矢口委員長 2点について、質問がありましたので、まず、校内フリースクールのほうからお答えいただければと思います。

○岩田指導課長 現在の不登校の生徒の人数ということでお伺いしたのですが、出現率のほうは今調査の結果を持っているんですけども、人数に関しましては手持ちに資料がありませんので、後でお示ししたいというふうに考えております。

○塚本教育総務課長 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。先ほど長寿命化の中で、避難所の体育館で、こちらにエアコンの設置あるのかというお答えします。問いにつきましては、現在は、体育館小中学校の体育館ですが、エアコンの設置はございません。今後につきましては、令和6年の12月に文科省から示されました新た

な交付金、空調設備整備臨時交付金が示されておりますが、そちらの活用を見込みまして、今後、市として方向性を計画的に進めてまいりたいと思っております。

○矢口委員長 ほかにはいかがでしょうか。

○勝田委員 フッ化物洗口に関して教えていただきたいと思います。これは令和4年度より導入していただいて、まずは都和小、中村小、大岩田小、乙戸小、今年度は上大津東と菅谷ということなんですが、全校を最終的には対象にしていますということなんですけども、いつになると全校になるのかということと、全校になるのに対して順繰り順繰りやってるんですが、もうちょっと掛かりそうなんですけど、どうしてそれだけ時間を掛けないといけないのかということと、やれるにはその時間を掛けないといけない何か問題点とかあるのでしょうか。予算以外で教えてください。

○塚本学務課長 現在、令和4年度から導入ということで、順次、罹患率の高い学校から導入を進めております。その中で当面の目的としましては、毎年2校程度ずつ導入ということになりまして、全校4年生以上というところは当面の目的としまして、令和14年度をまず一旦目標としております。それというのも、まず、実施効果の期待できる4学年以上で更にやっていく中で、いろいろな課題が出てくるということも懸念されます。実は現段階としまして、フッ化物に参加されるお子さんの参加率がちょっと下がってしまったような学校も出ておりますので、その辺の保護者の理解など、これから周知とか、そういったところも今後検討していくしかないということもございますので、その辺当然、保護者の方の理解の促進なども含めまして、もう少し時間を掛けて進めていきたいということもございます。その辺を踏まえた上で、最終的に全学年、全校というところは、その実施状況を踏まえながら、改めて検討していきたいということもございます。現時点で最終的な、全校いつかということところはちょっとお答えできないという状況でございます。

○勝田委員 もう1点だけ。実際にもう3年やってるわけですから、その中で不具合とか、健康被害とか、やらないほうが良いというような否定的な見解というのは出てるのでしょうか。あるいは、やはりこれは推進すべきだというふうにお考えなんですか。

○塚本学務課長 お声としましては、当然、学校で集団実施をしていただけると有り難いというような保護者の方からの答えのほうがございます。その中で否定的なところではございませんが、お子さんがフッ化物洗口液の味が苦手であるとか、また、学校ではなくて、御家庭でフッ化物洗口をしているので、あまりやり過ぎも心配だというようなところもありますので、そういうようなお声は聞いております。

○勝田委員 全校普及に向けて、それは全校普及に対する問題になるというふうには感じなかったわけなんですけど、家庭によっていないという家庭があるというのは分か

りました。ただ、全校に普及していくに当たっての障害にはならない理由だなというふうに感じましたという意見なんですけど。ありがとうございます。

○塚本学務課長 御意見ありがとうございます。教育委員会としましては、最終的には全校実施に向けて、保護者、関係機関、当然歯科医師会などと協力をしながら進めてまいりたいと思っております。

○矢口委員長 ほかはいかがでしょうか。

○平岡委員 今回のフッ化物洗口の件なんですけれども、勝田委員とは少々向いてる方向が私はちょっと違うと思うので、また別な角度から質問させていただきます。前回半年ぐらい前の文教厚生委員会の時にお話したと思うんですけれども、まず、現場の先生は本当に給食を食べる暇もない位大変なんです。それに加えて給食指導があって、それに加えて歯磨き指導や、フッ化物洗口ってなった時に本当に働き方改革を進めていながら、実際、お昼も下手すると給食も食べ損なうことってあるんです。ですから、実施するのであれば、しっかりとその補助員を付けていただきたいということを私はお願いしたと思うんですけれども。今はちょっとフッ化物洗口にとらわれてますけど、私が菅谷小学校に勤務しておりました時に、2年連続虫歯のない学校表彰を受けました。努力しました。みんな本当に歯磨きをきちんとやってもらい、家庭でも協力してもらい、2年続けて虫歯のない優良校表彰をいただきました。だから、フッ化物洗口しなくても虫歯のない学校は作れるんですということを、まずしっかり皆さん心の中に留めておいていただきたいなというふうに思います。ただ、フッ化物の良さは歯の再石灰化の促進につながるという医学的に根拠はあると思いますので、もし可能であるならば、先ほどお答えの中にもありましたけども、歯医者さんで、ただし、1回2,000円掛かるんですけれども、その2,000円に対してもし可能であるならば、補助をしていただいて、御家庭の判断でやっていただくという方向性も可能ですので、元教員だった私としては、学校に何でもかんでも持ち込んで来るとするのは、やめていただきたいというふうに私は考えておりますので、是非とも進めるのであれば、支援員のその時間だけでいいですから、増員を図っていただきたい。そういうところにも予算を取っていただきたいなと私は思います。

○矢口委員長 いっぱい意見を言われたので、これで一旦回答いただく形でよろしいでしょうか。

○矢口委員長 ということで、今の質問で、学校でどのようにこのフッ化物洗口作業をやられてるのかも含めて、答弁いただければよろしいかと思っておりますので、塚本課長でよろしいですか。

○塚本学務課長 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。まず、学校現場としましては、週1回登校したお子さんが授業に入る前に、今の4年生以上の高学年でや

っておりますので、お子さんが紙コップですとか、フッ化物洗口液に入ったものを持って各自席のほうで1分間ブクブクをして、ごみの回収までしてということで、極力教職員の負担にならないような形で現時点では実施をしております。その中で、委員おっしゃるとおり、補助員の増員とか、また、補助の制度設計とか、そういったお話がございましたが、いろんな考え方の選択肢としましては、そういうようないろいろな考え方がございます。ただ、補助員につきましても、いろいろ今後検討していく、いろんな補助を活用したりとか、そういったところで検討していく必要はあるかと考えておりますので、国、県のそういった補助の状況ですとか、支援の状況なども踏まえながら、研究を進めていきたいと考えております。

○矢口委員長 平岡委員。今の件に関してはいかがですか。

○平岡委員 是非とも本当に実施するのであれば、支援策をきちんと取っていただくというのが最善だと思います。やっぱり、本当に現場の先生たちは非常に負担感を持っておりますので、その負担感を抱えたまま早く実施できないっていうのは、もう紛れもない事実だと思いますので、支援策をお願いしたいと思います。

○塚本学務課長 御意見ありがとうございます。今後進める上で、貴重な御意見ということで考えさせていただきたいと思います。

○矢口委員長 もう1件ありましたね。平岡委員。

○平岡委員 それでは、コミュニティスクールの件なんですけれども、地域でもって学校を見守るというよりは育てるという取組だと思うんですけれども、もう始まって令和3年ですから、丸3年経ってると思うんですけれども、保護者の声とか、どうしても学校っていうのは、自分の経験から言うのもあれなんですけれども、地域に開くってなかなか困難なんです。意識の上でも。何ていうんでしょうかね。ちょっとうまく説明できないんですけれども。例えば、いじめの問題とかがなかなか表に出てこないというのも、やっぱり正直、プロとしてのプライドの問題もありますし、また、チームワーク連携の問題もありますし、いろいろあると思うんですが、このコミュニティスクールを始めて、その成果っていうのはどのように、表れてきつつありますか。

○矢内生涯学習課長 このコミュニティスクールなんですけれども、令和3年度からスタートはしているんですが、まずは新治学園をモデル校として、そちらから始めた経緯がございまして、実際に成果として具体的に表れ始めてるのが、新治学園が特に大きいものでございます。2年間、ほかの学校よりも先行して進めている関係もありまして、地域の元校長先生が推進員という役割として担っていただいて、地域での活動に広がってきております。会議のほうは重ねてきているんですけれども、特に今年度には2名の推進員を配置させていただいて、例えば見守り活動ですとか、登下校の見守り、そういったものですとか、田植え体験ですとか、そういったものに活動としての

成果が見え始めてございます。ほかの学校につきましては、今年度が2年目になりまして、活動に広がっているところというのはちょっとごく僅かではありますけども、来年度は3名推進員を配置する予定がありまして、活動が広がっていくのかなと思っております。協議の中でも働き方改革のお話ですとか、先ほど出ましたいじめの話ですとか、地域防災の話ですとか、そういった議論が始まってきているというところでございます。

○平岡委員 本当になかなか学校の中に入ると、地域に向けて助けてって言えない状況に学校ってあると思うんですよ。だから、本当に地域の皆様が声を掛けていただいて、見守っていただいて、子供たちを地域で育てるということで、本当にこれから先も取り組んでいただけたら本当に有り難いです。よろしく願いいたします。

○矢口委員長 ほかに御質問ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。財産の取得(令和7年度中学校教師用教科書等の購入)について、執行部より説明願います。

○岩田指導課長 資料は②を御覧ください。令和7年度中学校指導者用教科書、指導書及びデジタル教科書の購入に関する財産の取得について、御説明いたします。こちらは、令和7年度の教科書の中学校の教科書の採択替えに伴う指導者用の教科書、指導書及びデジタル教科書の購入に係る財産の取得で、既に令和6年12月市議会におきまして、債務負担の設定により補正の議決を受けているものです。購入される指導者用の教科書や指導書などは、令和7年4月の事業開始日までに指導環境を整えておく必要があることから、令和6年度中に教科書取扱店との仮契約と議会の議決を経て、令和7年7月4日までに速やかな教科書などの納品が行えるように納入期限を設定しているところです。購入予定数については教科書717冊、指導書及びデジタル教科書、こちらは指導書とデジタル教科書がセット販売されてるものがここ数年多くなっております。こちらが518冊となっております。補正時の予定冊数より若干少なくなりましたが、こちらは指導書及びデジタル教科書のセット販売価格が想定以上に高騰しているためです。指導に影響がないよう学級数などの規模に合わせて、学校の想定冊数を調整しての購入となります。購入金額は、購入先3社合計で2,290万5,061円となります。なお、教師用教科書、図書の価格というのは毎年2月に出る文部科学省告示で定められており、指導書などは教科書発行者が作成し、12月末に価格を設定しているところです。また、教科用図書、指導書などは、教科書取扱店に登録された書店からのみ購入が可能となっているところです。以上のことから、競争入札が適当でないという判断の下、市として教科書取扱書店から特命随意契約により購入しているところです。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問ございますか。

○鈴木委員 私はいまだにこの指導書を財産として扱うことには賛成しかねる部分なんです。ただ、そういう流れで財産として扱うようになりましてまでは仕方がないにしても、財産として扱う場合、今まで消耗品のような扱いで現場の先生方もいたのでしょうけど、財産である限りはまず、管理台帳が必要なんじゃないかと思うんですよね。あとは、4年に1回の改定の時の処分の方法、この辺をしっかりと、例えば指導書と一言言っても、その中身は先生方の参考になるところ。ページによってはテストにするような事例が載っていたり、そういう部分がある中で、どのように適正に処分していくかっていうのを今まではもう廃品回収に出すか、そういう処分だったかのようには思いますが、20年以上前の話をして恐縮なんですけど、つくば市内のある学校で学習塾で配ったプリントと指導書の内容が一緒に、学校で宿題として配られたものがこれと同じだっというような事例があって、新聞報道もされたこともあるんですよね。ですから、大改訂の時って指導書は中身が大幅に変わるけど、その間の改定の時ほぼ同じ時もあるので、その財産の処分の方法っていうのも、これ降って湧いたような話だから、学校現場は混乱すると思うんですが、その辺を今どのように対応しようとしてるのかを教えてくださいたいです。

○岩田指導課長 今、鈴木委員のほうからありましたことに関しては、今年度新たにこの財産ということで振り返っての承認なども得たものもありますので、今後教育委員会内でもう一度検討して、この処分方法、また、管理方法についてもきちんとした形で行っていけるように学校に周知していけるようにしていきたいと思えます。これまで処分については、学校ごとに年度末、直接焼却に向けてセンターのほうに運ぶなどして、紛失のないような形での焼却というのを行っていましたが、今後についてはこの財産という部分について、もう一度検討したいというふうに思えます。

○鈴木委員 私はいまだにこれは消耗品で財産ではないと思っているんですが、財産として認めてしまった以上、そういう処分について、今度そういうところを突いて役所に対していろいろ言うてくる可能性もないとは限らないので、その辺の処分についての適正な管理をお願いします。答弁は結構です。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。債権の放棄(学校給食費)について、執行部より説明願います。

○小池学校給食センター所長 資料の③をお願いいたします。学校給食費に係る債権の放棄について、説明いたします。1、議案の趣旨ですが、学校給食費に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条、第1項、第10号の規定により議会の議決を求

めるものです。2の債権の概要ですが、(1)債権の目的は、児童生徒の学校給食費となります。(2)債権の種類は、私債権となります。私債権とは、私法上の原因に基づいて発生する債権を言います。(3)消滅時効の期間は、2年間となります。なお、民法の改正により令和2年4月1日以降のものについては、5年間となります。今回対象となる債権については、全て令和元年度以前のもとなります。3、債務者の人数は、36人です。これは、保護者の数になります。4、放棄する債権の総額は、225万9,293円となります。なお、学校給食費につきましては教職員の働き方改革の一環として、令和4年度から公会計課を実施し、現在は学校給食センターで給食費の徴収事務を行っておりますが、今回放棄する債権は学校において徴収していた給食費の未収金を引き継いだものとなります。5、大きな理由ですが、次ページ以降に法規対象債権内訳表を添付しておりますが、債務者番号1から36は当該債権の消滅時効期間の経過により、今後の徴収は極めて困難であるため、債権放棄するものです。なお、債務者番号20及び33は、居所不明のものとなります。また、債務者番号1から19、21から32、34から36は徴収努力を続けるも支払いがなく、債務承認書の送付により最終の支払意思を確認するも連絡も支払も確認できないものとなっております。

○矢口委員長 ただ今の件ですが、債権の放棄につきましては、非常に制度が分かりにくいところがあると思います。そこで、次の保健福祉部でも同様の案件があるんですが、その際に資料を用いてこの債権の仕組みについて、御説明いただけるということですので、その点を御承知おきください。それでは、質問等ございましたら。

○平岡委員 質問ではありません。お願いします。本当に給食費の徴収は大変なんですよ。それは私もよく分かっております。私も現職だった時、お父さんの給料日、毎晩夜8時、家の前で待っていて、もらってきた給料をその場で差し押さえるということをやってきましたから、すごくよく分かります。学校で集めなくなってから給食費の回収がちょっと減ったというお話、やっぱり学校の先生からこう言われるのと行政から言われるのってやっぱり保護者にしてみたら、非常に失礼な物言いなんですけど、重さが違うだろうと思うんですよ。ですが、やっぱりほかの皆さん、ちゃんと支払ってくださってる皆さんが、その払わない人の分まで実は負担をしていかなきゃならないってことを考えた時には、すごく大変でも徴収の努力を今後も続けていただけたら有り難いなというふうに思います。大変なことだと重々承知なんですけれども、よろしく願いいたします。

○小池学校給食センター所長 ありがとうございます。平岡委員が本当に実際に徴収御苦労なされたお一人なんだろうなと思うんですが、今、おっしゃられたように、給食センターになってから今まで学校で顔が見える関係でやっていたものから、我々セ

ンターだと会ったこともないよというような中で、正直なところ納付意識の低下っているのは感じてます。また、現在無償化ということで、もう給食費は払わなくていいんだよねというような、そんな意識っていうのも見えてきております。ただ、そこはやっぱり払っていただくものは払っていただくのは公平の観点からもありますので、そこは役所らしい督促、催告をしっかりとやりながら、また、昨年度から債権管理の専門部門として債権管理室とていうのができましたので、そこと連携をとりながら、実際可能かどうか分かりませんが、最終的には訴訟みたいなものも考えていかなきゃならないのかなと思っております。

○矢口委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 次にまいります。市立学校施設整備基金の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料はサイドボックス④をお願いいたします。市立学校施設整備基金の補正予算(案)についてでございます。1の補正の理由でございますが、市立学校施設整備基金は、将来の学校施設の改修等に要する費用の財源として活用するための基金でございます。当初予算では科目計上のみを行っている関係上、今年度の基金利子の増により、歳入及び歳出予算の増額補正をお願いするものでございます。2の今回補正予算額のうち、歳入につきましては18款、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節積立金収入で、6年度運用利子収入167万円、歳出については9款、1項教育総務費、2目事務局費、24節積立金で運用利子積立金として167万1,000円でございます。

○矢口委員長 質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。小学校長寿命化改良事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料⑤をお願いいたします。小学校長寿命化改良事業の補正予算(案)についてでございます。1の補正の理由でございますが、本事業において、財源として活用する国の学校施設環境改善交付金について、令和7年度から6年度への前倒し内定があったため、歳入及び歳出予算の増額補正をお願いするものでございます。補助対象は、工期2年目となる令和8年3月完了予定の乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場棟の2期工分でございます。なお、本予算については、年度内の工事完了が見込めないことから、7年度へ繰越しをするものでございます。2の補正予算額のうち、歳入につきましては16款、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金、2節小学校費交付金2億4,686万4,000円、補助率は3分の1でございます。歳出

は9款、2項小学校費、3目学校建設費、12節委託料は工事監理委託料2,114万7,000円、13節使用料及び賃借料は仮設校舎賃借料1億5,259万2,000円、14節工事請負費は12億6万円でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。小・中学校大規模改造事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○塚本教育総務課長 資料はサイドボックス⑥をお願いいたします。小・中学校大規模改造事業の補正予算(案)についてでございます。1の補正の理由でございますが、本事業は平成6年に設置し、設置後30年が経過している下高津小学校及び土浦第五中学校の職員室や保健室等の管理諸室等のエアコンの更新工事を行うもので、長寿命化改良工事同様、財源とする国の学校施設環境改善交付金について、令和7年度から6年度への前倒し内定があったため、歳入及び歳出予算の増額補正をお願いするものでございます。なお、本予算についても年度内の工事完了が見込めないことから、7年度に繰越しをするものです。2の補正予算額のうち、歳入は16款、4項国庫交付金、7目教育費国庫交付金、2節小学校費交付金251万1,000円、同じく3節中学校費交付金413万5,000円です。補助率は、3分の1でございます。歳出につきましては、9款、2項小学校費、3目学校建設費、14節工事請負費776万4,000円、同じく3項中学校費、3目学校建設費、14節工事請負費1,675万1,000円でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますでしょうか。

○鈴木委員 学校施設環境改善交付金は、これは毎年間違いなく来るお金なのか。それとも令和何年頃終わってしまうというような性質のものなのか。その辺を教えてください。

○塚本教育総務課長 毎年と言いますか、国のほうで、文科省のほうでは当初予算と併せてこの年度末に補正予算を組みまして、学校施設環境改善交付金につきましては、前倒しのほうの申請を推奨しております。こちらの理由としましては、やはり、近年こういった予算構造上ですね、当初予算よりも補正予算のほうが大きくなっておりまして、市としましてもこの補正予算を使うことで、充当率のほうも通常の充当率よりも大きくなりまして、より有利な地方財政ということで、前倒しの補助申請を毎回しているところでございます。国のほうからは特にこの補交付金について終わるといようなお示しはないものですから、今のところではこのまま活用できるものと考えて事業を進めております。

○鈴木委員 この交付金があるから、市のほうではエアコン工事、一番は屋内運動施設にも入れてくれということ saying してるんですけど、2年ぐらい前からかな。前倒しが多いような気がするということは早めにやって。国のほうの予想ね。早めにやって、あるところで打ち切ろうとしてやってるんじゃないかなってというような懸念があるので、新年度もまたこういう前倒し内定じゃないですけど、あった時はもうどんどんそこに参加していただいて、国のお金を当てにしながらという言葉が適正かどうか分かんないんですが、そこを見込んで、市のほうの改修を進めていくようお願いいたします。

○塚本教育総務課長 工事につきましては、まず実施設計が済んだ上で手を挙げなくてはいけないってというようなルールもありますので、計画的にそういった計画を立てまして、前倒しができて、より有利な財源が活用できるように計画的に進めてまいりたいと考えております。

○矢口委員長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは次にまいります。土浦市立学校給食センター管理運営事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○小池学校給食センター所長 土浦市立学校給食センター管理運営事業の補正予算(案)について、説明いたします。資料の⑦をお願いいたします。1、補正の理由でございます。ニュース等でも話題となっておりますが、令和6年度産の米価格の高騰の影響により、学校給食用の米飯価格が令和6年11月分から大幅に値上げになり、賄材料費に不足が生じることから、米飯に係る価格の上昇分について、増額補正をお願いするものでございます。2、補正予算額でございます。9款教育費、5項保健体育費、5目学校給食費、10節需用費の賄材料費を849万7,000円増額いたします。補正額の算出に当たっては、それぞれの規格ごとの値上げ額に12月から3月までの食数を掛けて算出しております。

○矢口委員長 この件につきまして、質問等ございますでしょうか。

○福田委員 私の同僚が田村沖宿で農業を元気にやっています。ところが、先だって久しぶりにお会いしましたら、今年の米をまだもみも用意してないんですよ。そういう段階で、今年の米をうちに回して欲しいっていうのが2件ほど来たというんです。これに、私も農家出身ですからびっくりしましたけども、今、給食センター方式ですから、お米の業者さん、ここの関係はどういうふうになってるのでしょうか。

○小池学校給食センター所長 私どものセンターについては、炊飯機能は持っておりませんので、御飯を炊いてもらって各学校に届けてもらうという形になってます。その購入先というのは、茨城県の学校給食会というところで御飯をお願いしてるんで

すけど、その中で給食会のほうに聞きましたところ、給食会として土浦だけじゃなくて全部いろいろやってますので、お米を全農茨城ですかね。全農さんのほうに年間分お願い、今年この1年こんだけ使うからということをお願いして確保してるということ聞いております。土浦の場合は、土浦市産コシヒカリということを銘柄指定をして、お米を調達していただいて、御飯を買っているというような形になっています。1年分全農さんがその協力農家さんに多分これだけやるよということで、購入してるということは、米不足とか心配ないんですかっていうのを聞いたことがあるんですけど、その1年分確保してるので、そこについては大丈夫ですというようなお話を伺ってます。

○**福田委員** いずれにしても、今、お米が投機目的になってる。ここが問題なんですよ。これは国がしっかりしなければいけないんですけど。いろいろ大変だと思うんですが、是非努力してください。

○**矢口委員長** ほかにはいかがですか。

(「なし」との声あり)

○**矢口委員長** では、次にまいります。体育施設維持管理事業の補正予算(案)について、執行部より説明願います。

○**寺崎スポーツ振興課長** 資料⑧をお願いします。体育施設維持管理事業についてですが、需用費のうち光熱水費の増額補正です。1、補正の理由ですが、光熱水費のうち電気料については、体育施設の中でも特に新治運動公園多目的広場は人工芝化により利便性はもちろんのこと、天候に左右されずに利用できるという利点もあり、稼働率が上がっております。夜間の利用、ひいてはナイターの利用が大幅に増えたため、不足が見込まれる電気使用料相当分の記載の額を増額補正するものです。2、補正予算額になりますが、不足額137万6,000円を5項、3目、10節需用費の歳出増として要求するものでございます。

○**矢口委員長** この件につきまして、質問等ございますか。

○**鈴木委員** 利用者が増えてこういう状態になっているのはよく分かるし、この補正自体は仕方がないと思うんですが、使用料を検討し直すことも必要になってくるような気がするんですが、その辺は検討中なのか。今からなのか教えていただきたい。

○**寺崎スポーツ振興課長** 使用料については、これだけの需要が増えていることで、今はまだ検討段階に入っていないのですが、今後検討は必要だと考えておりますので、引き続き動向を見ながら検討をしてまいります。

○**鈴木委員** 私の私見なんですけども、素晴らしい設備になった分、多少使用料が上がっても仕方がないかなというところはあるので、市の財源が幾らでもあればいいんですけど、今はそういう状況ではないので、その辺も鑑みて検討をお願いします。

○寺崎スポーツ振興課長 御意見ありがとうございます。委員さんおっしゃるように、今後検討を前向きに進めてまいります。

○矢口委員長 ほかにはいかがですか。

○田中副委員長 今回のこの新治運動公園のみじゃなくて、ほかの小学校の体育館とかの夜間開放とかもあると思うんですけど、そちらのほうはどうなんでしょうか。電気代とか。

○寺崎スポーツ振興課長 小中学校の体育館の夜間開放でございますけれども、利用者には無料開放ということで提供はさせていただいております。実際に電気料相当分の徴収しているのは、現状ではしておりません。今後、県外他市町村ではその辺の費用は発生してるものですので、その辺の動向を見極めた上で、今後、施設の将来的な有料化というか、受益者負担を実際に徴収するべきかという部分も含めて、それは検討が必要だと考えております。。

○田中副委員長 地元の方が使ってもらうのであれば良いかと思うんですけど、違うスポーツクラブとかそういう所が使っていくのであれば、その辺検討していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○矢口委員長 私のほうからもちょっと確認させてください。整合性の観点から質問させてもらうんですけど、今、議題に上がった新治運動公園の夜間の使用については、夜間使用分としてその電気代の分、使用料高くなってるんですかね。

○寺崎スポーツ振興課長 通常の使用料とは別に、条例ではその照明代として相当分の時間数を徴収しております。

○矢口委員長 ということは、体育館の夜間使用もその電気料を取ることにしている問題というか、そういうことはないのかなという気もしますが、そこら辺も含めて今後の検討課題になると思いますので、よろしくお願いします。これに関しては答弁は必要ないです。

○塚本教育総務課長 小中学校の電気代のほうは、今、スポーツ振興課のほうの課長から回答があったと思うんですが、今後、体育館のほうにエアコンを設置していく上では、やはり電気代も発生しますから、今後、教育委員会含めて全庁的に体育館にエアコンが入るタイミングがどうかは今後の検討にはなりますけれども、受益者負担の関係で使用料をいただくということも視野に入れて、今、進めているところです。

○矢口委員長 ほかにはいかがですか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいりたいと思います。令和6年度通学路安全点検の実施状況等について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 資料のほうは資料ナンバー9をお願いいたします。昨年9月議会及び12月議会において御審議をいただきました土浦二小前交差点の通学路点検に関する陳情ほかにおいて、通学路の安全点検状況の報告が必要であるとの御意見をいただきましたことから、今回、令和6年度の通学路安全点検の実施状況等について、御報告をさせていただきます。はじめに、1、事業概要でございますが、現在、市内学校の通学路については、その取組方針を定めました土浦市通学路安全プログラムに基づきまして、国や県、警察、学校関係者等で構成する土浦市通学路安全対策協議会を設置し、関係機関と連携をしながら、通学路の安全点検及び危険箇所の対策を実施、児童の通学時の安全を確保しております。2の令和6年度の通学路安全点検実施状況でございますが、本年度は(1)としまして、4年に1回のサイクルで実施しております定期点検を二中地区、五中地区で実施いたしました。また、(2)としまして、地区からの御要望がございました右靱小学校地区内と中村小学校地区内の通学路において臨時点検を実施しております。点検の日にち、内容箇所は、(2)点検の日程表のとおりでございます。3の令和6年度の点検箇所一覧につきましては、お手数ですが、別添ファイルの資料9-2をお開きください。詳細につきましては、後ほど御確認をいただきたいと思いますが、定期点検箇所13か所、臨時点検箇所2か所、合計15か所ございます。点検表の左上に記載しております進捗状況等について、概要を御説明申し上げますと、ソフト面の対策も含めて取り得る対策が全て実施済みである、進捗状況済みの箇所は7か所ございます。その主な対策としましては、速度制限や児童注意の路面標示などの設置、また、再塗装などの対策を実施しております。つぎに、対策内容が決定しており、改修計画等が進行中のものや継続協議を行っているもの、進行中の箇所は4か所ございまして、令和6年度内に外測線やグリーン隊を設置予定。また、令和7年度にカーブミラーを設置予定などの内容でございます。最後に、対策内容又は実施可否を検討しております検討中の箇所は4か所ございまして、点検箇所の交通状況等を十分に見極め、信号機や横断歩道などの設置を検討しているというような状況でございます。お手数ですが、資料9にお戻りいただきたいと思っております。資料9の1ページ目、下にございます4の土浦市通学路安全対策協議会の実施状況ですが、昨年6月と今年1月に記載の議題について、協議を行いました。次ページ5の令和7年度以降の通学路安全点検につきましては、(1)の表の太枠にございますように、令和7年度は都和地区、新治地区の実施を予定しており、以降、点検地区をローテーションしながら進めてまいります。また、令和7年度の活動スケジュールでございますが、(2)の表のとおりとなります。6月と翌年1月の協議会の間に点検を実施し、過去の点検箇所の安全対策の状況も調査をしながら、通学時の安全性、

安全対策の進捗管理を行ってまいります。その結果については、3月に市のホームページで公表してまいります。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問等ございますか。

○勝田委員 通学路安全点検お疲れ様でございました。場所に関して文言で示していただいているんですけど、ちょっと現場を見たいなと思うこともありますので、できれば後ほどでもいいんで、何か住宅地図とかそういったものがあれば、添付していただくと有り難いと思います。

○塚本学務課長 御意見いただきましたとおり、点検箇所の位置図、こちらにつきましては、本会議の時にお示しをさせていただければと考えてございます。よろしくお願いたします。

○矢口委員長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 では、次にまいります。学校給食費の改定について、執行部より説明願います。

○小池学校給食センター所長 それでは、資料⑩の御準備をお願いいたします。学校給食費の改定について、説明いたします。昨年11月26日に開催されました12月議会の事前委員会におきまして、令和6年8月23日付けにて土浦市立学校給食センター運営審議会に諮問をいたしました学校給食費の見直しについて、同年10月30日付けで同審議会より、学校給食費の改定額及び改定期限について、答申をいただきましたことを御報告させていただき、併せて物価高騰の状況や歳出根拠等について、説明させていただきましたが、答申の内容について、市内部で検討いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。まず、最初にこれまでの経緯を簡単にお話しさせていただこうと思います。現在の給食費は、令和2年度に改定されたものですが、近年の物価高騰に伴う給食食材費の値上がりにより、給食の量や質、栄養価を維持することが難しくなったことから、令和4年から賄材料費の増額分を公費負担してまいりました。その結果、現在規定している学校給食費と実際の食材調達に係る賄材料費にかい離が生じているため、給食費の見直しが必要となっております。このようなことから、土浦市立学校給食センター運営審議会に給食費の見直しについて諮問をし、答申をいただいたものでございます。それでは、1、給食費の改定額案の表を御覧いただきたいと思います。改定額につきましては、給食に使用する食材価格の上昇や国の消費者物価指数等の状況、また、昨今の米価格の高騰に伴う米飯価格の値上がりも考慮に入れ算出しております。改定額につきましては、各区分とも答申の内容どおりの額としております。なお、市立の小中学校及び義務教育学校の児童生徒の給食費は、子育て支援を含む保護者負担軽減の観点から、令和7年度においても引き続き無償と

する予定でございます。2の改定期期につきましては、令和7年4月からといたします。今後につきましては、給食費について規定している土浦市学校給食費に関する規則の例規改正手続きを進めてまいります。

○矢口委員長 この件について、質問等ございますでしょうか。

○鈴木委員 給食費が値上げになるということと同時に、市の持出しが増えるという認識で考えていった場合、一体財源がいつまで持つのか。国のほうで26年は一応示されて、それが実行されるまで持つのかどうか。財政じゃないんで答えづらければいいんですけど。そこが一番心配なんで、ちょっとお答えをお願いします。

○入野教育長 今、鈴木委員からありましたとおり、無償化を来年度もとということで、先だつての内示会で市長から発言がありましたということで、当初予算の中では歳入が約4億5,000万ぐらいですけれども、その分を歳出のほうで、市のほうで賄代を歳出するといったことであります。委員からありましたとおり、この負担が1年で4億5,000万ほど、少子化があつたと言えども、10年間で45億ということになって、学校が一つ建つのではないかと、そういうふうな大きな財政負担であります。当初、無償化を表明をした時にお断りをさせていただきましたが、2点ございます。まず1点目は、単年度、単年度、予算の状況、財政状況を見極めながら実行していくとそういう考えであります。そういった意味では、7年度、非常に先だつての臨時議会でお話した長期財政見通しが非常に厳しい中ではありますけれども、何とか優先度をもってこの事業を進めましょうということで、ですから、8年度はどうなるかについては、また改めて検討することになると思います。極論言えば、8年度財政がちょっと厳しくなればやめるといふ、そういうふうな選択肢がございます。そして、もう1点は、これもこの委員会で私お答えをしましたが、余りにも財政負担が厳しいと、物価高騰も含めてですね。市の財政状況も含めて、それは一定の2分の1なのか、3分の1なのか、あるいは全部なのか、そういった御負担を各保護者に、御家庭にお願いをすることも視野に入れてると、そういうふうにお答えをしたつもりでございます。そういったことで、この件につきましては、恒久的に、半永久的にというふうな考え方は市としてはございません。余談になりますが、御案内が出たように、政府のほうで来年度の予算がどうやら通りそうだというような報道がございますけれども、直近の報道の中では、合意事項の中に、令和8年度ですから、今、7年度当初の議論をしておりますので、令和8年4月からは小学校だけは、土浦市を始めとして全国の自治体の要望を国のほうで聞いていただいたということで、国が教科用図書とか授業料と同じように負担をすべきだという理解で、法改正がなされるものというふうに思っておりますが、小学校ですと3分の2になります。ですから、4億5,000万の3分の2ですから、3億円ほど歳入が持ち出しが1億5,000万とそういうふうなことで、

総理の答弁を聞きますと、そのうち中学校までもという期待感がございませうけれども、そういった国の様子を見ながら、そして、本市の財政状況を見ながら、いろんな各家庭の御負担の依頼も含めて同時に踏まえながら、今後も単年度、単年度予算の状況とか、歳入確保といたしますか、保護者の負担も視野に入れながら検討を進めていきたいとそうように考えております。

○矢口委員長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。社会教育施設の再編方針(上大津公民館)について、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 資料の11を御覧ください。社会教育施設、上大津公民館の再編方針について、御説明いたします。1番の現状でございますが、本市では、施設総量延床面積の30%縮減を目標として公共施設の再編・再配置に取り組んでおり、また、文化学習施設につきましては、文化活動や生涯学習活動に関して市民にとって最適な環境を確保維持するため、施設の長寿命化に向けた改修等を推進しております。この度、公共施設等再編・再配置計画におきまして、地域住民との意見交換会やパブリックコメント等の実施を経て、五中地区における再編方針が示され、上大津公民館につきましては、施設を長寿命化、改修、増築することとなったところでございます。なお、再編方針につきましては、後程行政経営課から個別で報告がある予定でございます。上大津公民館の概要につきましては、記載のとおりで、説明は割愛させていただきます。つづいて、2番の五中地区における公共施設の再編方針でございますが、一つ目、上大津支所につきましては、証明書の交付や市税収納等の支所機能の一部を上大津公民館に移転して、令和7年4月末をもって閉館となります。なお、ゴールデンウィーク明けの5月7日から上大津出張所としてサービスを開始する予定でございます。2番の老人福祉センター湖畔荘につきましては、今後5年以内に集会施設としてのサービスを上大津公民館に移転して閉館となります。そして、3番の上大津公民館につきましては、施設を長寿命化するための改修と増築をした上で、支所及び湖畔荘のサービスの一部を複合化いたします。複合化後の機能といたしましては、こちらにありますとおり、支所や湖畔荘のサービスのほか、授乳室やおむつ代を配置した子供向けのスペースや、図書、学習スペースの拡充、また、エレベーターの新設などの整備を行い、約1,000平米に増築することが想定されております。増築に伴いまして、敷地が手狭になりますことから、隣接地等の購入や借地も検討してまいります。3番の上大津公民館の長寿命化改修のスケジュールになりますけれども、令和7年から8年度の2か年で改修工事に伴う基本設計と実施設計の業務委託を行う予定でございます。その間、上大津公民館の運営委員会や地域の説明会を通じて地元住民の

意見を伺いながら、利用ニーズ等を把握して丁寧に進めてまいりたいと思います。その後、令和9年から10年度にかけて改修工事に着手し、令和11年度からリニューアルを目指してまいります

○矢口委員長 この件につきまして、御質問等ございますか。

○福田委員 社会福祉教育施設の再編ということで、ここの図書館の扱いなんですけども、今、私は神立コミセンと運営にいろいろ関わってんですけども、図書館の分館という形にはなるんでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○矢内生涯学習課長 上大津公民館の図書ということでよろしいですか。

○福田委員 はい。

○矢内生涯学習課長 こちらにつきましては、今のところそういった予定はないのですが、今回の基本設計の中でもそういった話が出れば、図書館のほうと協議しながら、地元の意見とかも含めながらなる可能性はあると考えております。

○福田委員 私も神立コミセン、それから、上大津公民館をいろいろ利用しておりますけれども、是非やっぱり分館という形にさせていただくと、土浦市内どこでも本の回収とか、いろいろ手続なんかもできるわけですね。そういう点で、是非これは地元の皆さんの御意向もあるんですけども、是非御援助ください。

○矢口委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。土浦市民ギャラリー・土浦市立図書館連携企画「え かく また あした マンガ作家 山本美希展」の開催について、執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料10のチラシを御覧ください。図書館ギャラリー連携企画展の紹介です。3月25日から5月5日、「マンガ作家 山本美希展 え かく また あした」を開催します。漫画家であり、筑波大学芸術系准教授である山本先生に御協力いただき、原画の展示やトークイベント、関連作品を紹介いたします。是非御覧いただければと思います。

○矢口委員長 質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 次にまいります。第46回特別展「まなびのかたち—江戸時代のキャリアデザイン」の開催について、執行部より説明願います。

○木塚博物館副館長 資料13ページのチラシをお願いいたします。博物館では、特別展「まなびのかたち—江戸時代のキャリアデザイン」を開催いたします。この展覧会のテーマは、教育です。土浦は、県南における教育の中心地として発展してまいりました。この展覧会では、博物館の推し13人を取り上げ、学んだことをどのように

生かしていたのかを紹介いたします。13人の中には資料が残っていないため、なかなか取り上げにくい女性も入っております。3月15日から5月6日の期間中、是非お出かけください。

○矢口委員長 よろしいでしょうか。

○福田委員 どうも説明ありがとうございます。今、大河ドラマでべらぼうというのをやってるんですね。これがなかなか面白いですね。それで、やっぱりこの江戸時代のこの形は非常に興味があると思います。若い人もこのドラマは夜BSで見るそうですけども、是非成功させるためにも努力したいと思います。

○木塚副館長 子供たち、それから、若い人、成人の方にも見ていただけるように、様々な広報活動をしたいと思っております。

○矢口委員長 それでは、次にまいります。テーマ展「土浦の遺跡29 時を翔ける！いにしへの土浦—令和4・5年度遺跡調査の成果—」の開催について、執行部より説明願います。

○比毛上高津貝塚副館長 サイドブックス資料の⑭をお願いいたします。上高津貝塚では3月15日より、テーマ展「土浦の遺跡29 時を翔ける！いにしへの土浦—令和4・5年度遺跡調査の成果—」を開催いたします。この展示では、当館が記録保存を目的に、令和4年・5年度の2か年に実施した発掘調査の成果を展示いたします。身近な土地に残された土器などを通して様々な歴史を感じていただければ幸いに存じます。展示に伴い、関連行事として発掘調査した遺跡の発表会や、上高津周辺の文化財を歩く会も実施いたします。

○矢口委員長 質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 次にまいります。台南市小学生との交流事業の今後の計画について、執行部より説明願います。

○岩田指導課長 先日、吉田委員より御質問いただきました台南市小学生との交流事業について、今後の方向性も含めてお話をさせていただければというふうに思います。令和9年9月の議会の補正により、この推進事業のほうをスタートしたわけですが、現在10月よりモデル校として、中村小学校の4年生と台南市東区にあります復興小学校の4年生が交流プログラムにのっとなって交流を進めているところです。現在、オンラインでの交流を通じて、自分たちの通う学校や、自分の住む町を紹介し合ったり、英語でプレゼンテーションを行ったりというような活動を進めています。今後、自分たちの国や異文化理解、コミュニケーション等の資質向上に向けたプログラムを行っていければというふうに考えております。今後の進展についてですが、現在モデル校である中村小において、令和7年度、2年目の取組として、土浦市の紹介動画を作っ

たり、台南市についての質問を投げかけたりというような交流を進めた後、現在の計画では、令和8年度に台南市のほうに直接訪問を検討しております。こちらは、各学級の代表者数名が訪問をするということで、検討を現在しているところです。同じように、令和7年度、来年度から、第1期交流校として、3校を今現在選考をしているところですが、3校に名乗り出ただき、今のところ、台南市復興小学校との交流を続けていければというふうに考えています。来年度、令和7年度から令和11年度まで、交流プログラムによって3校ずつ交流を進めていくという形になります。交流については、現在、3か年の計画で小学校の4年生からスタートして、小学校6年生で直接訪問に結びつけられればというふうに考えているところです。ただし、財政との調整もございますので、こちらについては、どの程度の人数の交流ができるかということについては、今後検討を重ねていきたいというふうに思っています。資料⑮のほうで、ロードマップのほうを示させていただいております。これは、現在の見通しとして載せさせていただいているものです。

○矢口委員長 質問等ございますでしょうか。

○吉田(千)委員 見やすく、分かりやすく御説明いただきました。子供たちが実質交流に向かっているということを伺いまして、様々な体験ができるということは、本当に素晴らしいことだなというふうに思いますので、是非ともよろしく願いしたいと存じます。以前に多分、この交流プログラムを私どもも頂いているのかなと思ったんですけども、プログラムをもし私どもも見みられるというか、そういったことがあれば、今、ここに書いていただいておりますが、台南市を知ろうとかずっと書いてあるんですけども、プログラムっていうのはもうちょっと具体策っていうか、何か書いてあるんでしょうか。もうちょっと詳しく、もしそういったことがいただけるようであればというふうに思いましたので、すみません。その点いかがでしょうか。

○岩田指導課長 プログラムにつきましては、今後、大まかなものとしては、そちらのロールモデルに載っている交流、1年目、2年目、3年目の取組となるんですが、プログラム内容につきましては、その学校、また、子供たちの活動の要望などに合わせて作成をしているところで、現在は詳細なものにつきましては、中村小の2年目のものを作成、検討しているところです。どうしても子供たちの活動の進み具合によって方向性が若干変わってくることもあるので、そういったことも見据えた柔軟な計画を立てていきたいというふうに考えていて、毎年振り返るような形で次年度のものを作成していくという流れで考えております。大まかな流れはその流れでいきたいというふうに考えているところです。

○吉田（千）委員 承知いたしました。委員長にどうか。委員の皆さんで1度、この交流事業をしているところを拝見させていただいたら良いのかなというふうにも思いましたので。

○矢口委員長 皆さんももちろん御異論ないでしょうし、興味あると思いますので、是非スケジュールは早めに知らせていただいて、私たちも見せていただければと思うのですが。岩田課長いかがでしょうか。

○岩田指導課長 直近では、3月19日の午前中を予定しておりますので、委員の皆様の御都合がよろしければ、そちらのほうを学校のほうと調整しておきたいというふうに思っております。

○矢口委員長 それでは、委員会終了後、皆さんでスケジュールを調整して、その際もし行かれるようでしたら、是非よろしく願いいたしたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 それでは、以上で提出された資料の説明は、終了しました。

○勝田委員 戻ってしまってすみません。いにしへの土浦の話なんですけど、非常にいい企画だなと思ってまして、できたら、神立遺跡と殿里遺跡、天神脇遺跡、それから、下高津小学校なので、対象になる小学校とかに御案内できれば、子供たちもすぐ近くでこんなのが出たのかなってということで、興味が湧くと思いますので、可能ならよろしく願います。

○比毛上高津貝塚副館長 御意見ありがとうございます。積極的に検討させていただきます。

○矢口委員長 それでは、そのほか執行部からございますでしょうか。

○岩田指導課長 先ほど福田委員のほうから御質問のありました不登校の人数について、資料のほうがありましたので、お答えさせていただきます。令和5年度、30日以上欠席者になります。小学生では217名、これは全体の3.5%に当たります。また、中学生は316名、こちらは全体の10.1%になります。合計で小中合わせて533名が30日以上欠席者となっております。

○矢口委員長 執行部からはいかがでしょうか。

○入野教育長 1点御報告差し上げます。先だって、この委員会で天理市のほうに県外視察をしていただいて、非常に良い事業をやったので、是非、本市でも教育委員会のほうで検討して欲しいというような御提案をいただいたところでありまして。それに当たって、私どもも天理市の調査を独自にしてるわけなんですけど、主要事業の中で説明をしておりませんが、指導課のほうに1人増員をしまして、会計年度職員ですが、

校長OBを採用しまして、学校経営相談員ということで、主に、今、学校でさばききれない、そういった案件について、まずは現状を把握をすると同時に、天理市の調査も含めて、トータル的に今後どういう体制、在り方をすれば学校をサポートできるかという検討の職員配置、体制を構築しましたので、また、8年度以降どのようにやっていくかということを検討も含めて、来年度進めていきたいと思っておりますので、また、随時、御報告を差し上げたいと思っておりますので、その御報告であります。そのほかは特にございませぬ。

○矢口委員長 早速、御対応いただきありがとうございます。今の件はいかがですか。よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○矢口委員長 随時、御報告いただけるということですので、よろしく願いいたします。それでは、委員の皆さんからいかがですか。

○平岡委員 せっかくの教育委員会の集まりですので、一つだけちょっと頭の隅に、心の隅に入れておいていただきたいんですけれども、小中学校の特に女性用のトイレでございます。今、ほぼ洋式化になってると思うんですけれども、残念ながら陶器のままの便座で、この時期使わせていただくと非常に冷たい。なんかの罰ゲームのかなと思うほどつらいです。この本庁舎ですと、どこのトイレも大変綺麗で良いんですけれども、小中学校のトイレはまだまだそこまでいってないような気がします。本当に予算も掛かることですので、本当に心の隅に入れておいていただきたいのは、一つずつでいいですから暖房便座に切り替えていっていただきたいなど。とりあえず、一校ずつで、特にまずは職員用の女性トイレのほうから切り替えていっていただけると有り難いかなというふうに思います。心の隅に留めておいていただけると嬉しいです。どうぞよろしく願いいたします。

○矢口委員長 ただ今の件について、学校の状況を把握されてたり、今後の計画があるのであれば、何かお答えいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○塚本教育課長 トイレの洋式化につきましては100%洋式化ということで、学校施設内につきましては達成しているんですが、なかなか洋式化のほかに便座っていうと、やはり電気関係のですね、大規模な工事も発生しますし、もちろんそれによって電気代高騰の時期ですね、費用も掛かるということで、なかなか暖房便座まではいかないのが実情なんです、委員おっしゃるとおり、そういったことも可能かどうかも含めて検討させていただきたいと思っております。

○矢口委員長 そのほか、委員の皆さんからございますか。

○福田委員 今、時間の関係もありますから、一言だけ。不登校の生徒のことなんですけれども、これは様々な努力がされて大変なことだと思うんですけれども、今、教育

長からもちょっとお話ありましたけど、天理市、ここは私もいろいろ感じてるんですけども、言ってみれば、子供の相談といいますか、子供の悩みの総合病院みたいな、かなり深い解決方法も含めてやっていらっしゃるんですよね。それで、子供カルテというね、その学校の先生には見せない。教室にも見せない。そこの相談センターで、相談センターが全部管理しているという、そういう方法も含めて、いろいろ大変だと思うんですけども、是非御検討してください。

**○岩田指導課長** 天理市については、先ほど教育長からもお話がありましたように、調査研究の対象として今後ともしっかりと勉強させていただければなというふうに思っております。また、本市においても、今、教育相談室、旧宍塚小にあります教育相談室、また、ポプラ広場、こういったものの活用によって、不登校支援のほうを進めているところではあるんですが、やはり、なかなかその解消に向けた道のりは難しいというふうに思っています。今後、教育支援センター化も視野に入れながら、そういった教育相談の窓口というのを充実させていきたいというふうに考えておりますので、また、今後とも勉強させていただければというふうに思います。

**○鈴木委員** 先ほどの暖房便座の話なんですけど、次年度から公共施設包括管理が入って、学校と公民館は包括管理業者の範ちゅうになってしまうと思うんですよね。ただ、その随契の金額、1年間2億で、5年契約らしいんですが、その随契の金額の範囲内であれば、包括業者のほうが対応するようなことになるのかなと思って、それを確認したかったんですけど。

**○塚本教育総務課長** 包括管理のほうでは、小中学校、公民館も含めまして、委託及び修繕等につきましては一括して包括管理のほうでやるということで、今後5年間なっているということで、新年度予算につきましては施設管理のほうの委託と、修繕につきましては全てその包括のほうに予算のほうは計上しております、変更となっております。

**○鈴木委員** そうすると、その包括管理で、今、結構下請けの業者からいろいろ出ているんですが、それは別として置いておいて、今、どうなるのかなと思った疑問点は、例えば、議会で今のように、こういうのが必要だからというのを執行部の皆さんにお伝えして、今までは対応していただいていたと思うんですが、包括管理業者っていうのは議会に出るわけでもなく、委託を受けて仕事をしてると。ちょっと私たちの言った意思が包括管理業者に正確に伝わるのだろうかという、非常に心配な点があるんですけど、その辺は日頃の包括とのコミュニケーションにはなってくると思うんですが、どのように対応されるおつもりなのかというのをお尋ねします。

**○塚本教育総務課長** 月1回程度以上ということで、各学校を巡回して、予防的な措置も含めて行うということで伺っております。もちろん、これからの先の管理として

は学校から直接包括ということにはなりませんけれども、その中で各施設のほうには今後その工事について、確認等も下りてきますので、その中でコミュニケーションを取った上でやっていきたいと思えます。また、直接、学校からもまだまだ不慣れなところもありますので、学校とか一般の方からももちろん施設のほうにこちらにかかってくるけれども、もちろんうちのほうとしては施設管理という形で、しっかりと各学校のほうの状況を逐次確認しながら、公共のマネジメントと連携しながら、一般的にその請負った業者に全て丸投げするのではなくて、きっちりと施設のほうの管理をしていきたいと思っておりますので、こういったところで、こういう修繕をして欲しいって言ったところにつきましては、うちのほうが責任持って包括のほうに意見のほうをつなげてまいりたいと考えております。

○吉田(千)委員 暖房便座は私もしっかりやっていただきたいというふうに思っているんですが、付くか付かないか、いつ付くのか分からない、その間にお手数をかけないような、簡単に便座に貼るようなもので、少しでもそういったものを和らげるといいう、そういう対策にしかありませんけれども、そういったこともちょっと検討していただければ有り難いかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○入野教育長 トイレの暖房につきましては、課長がお話したとおり、ちょっとなかなか早急には難しいところもあります。ものすごく寒い時とか、事情に応じてかもしれないですけど、便座にちょっとそういった対応をするであるとか、あるいはトイレに暫定的かもしれないですけど、暖房を設置するであるとか、そういった工夫ができるかどうかということについて検討を進めたいというふうに思っています。それから、もう1点は、ちょっと誤解がないように、先ほど包括の話が鈴木委員からありましたけれども、課長がお答えしたとおりなんですけど、大事なことは、当然意見交換の場がございますので、こちら委託者、向こうが受託側ですので、当然にその学校とか、教育委員会のほうで業者のほうに話す機会がありますので、もし、議会のほうからこういったことでどうなんだろうとか、御提案とか御意見があった時には、こういった機会を使ってですね、私どもに御要望いただければ、学校を通して業者とも協議をする。そういう考えでおりますので、こういう機会でも引き続き御意見をいただきたいなとこのように思っております。

○矢口委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、教育委員会は終了いたします。お疲れ様でした。暫時休憩します。

(午前11時50分休憩)

(午前11時55分再開)

○矢口委員長 文教厚生委員会を再開いたします。議案関係に入ります。資料は保健福祉部をお願いします。まず、令和7年度土浦市一般会計予算(案)主要事業について、執行部より説明願います。

○佐藤健康増進課長 資料の①をお願いいたします。各種予防接種事業、男性へのHPVワクチン予防接種になります。HPVワクチンについては、HPV感染による子宮けいがんの予防を目的に、現在、女子に対する法定接種を実施しています。本ワクチンについては子宮けいがんだけでなく、男性においてもHPV感染による、がん、その他の病気を予防することができるため、市独自の任意接種として、接種費用の助成を行います。対象者は小学校6年生から高校1年生相当の男子で、予定の人数はこのうちの2%の約60人を見込んでいます。

○矢口委員長 つづいて、保健センター管理運営事業もお願いいたします。

○佐藤健康増進課長 つづきまして、2ページをお願いいたします。老朽化しております保健センターの内外壁タイルの剥落防止や、屋上防水、空調、電気、給排水設備等を更新し、機能維持と長寿命化を図ります。実施に当たりましては、総エネと省エネ化を行うZEB化改修工事を導入し、エネルギー消費量の削減とライフサイクルコストの低減を図ります。ZEB化については、令和7年度中にZEB化可能性調査及び改修計画作業業務を委託実施し、調査結果を踏まえ、令和8年度からの設計工事を予定しています。

○矢口委員長 ただ今2件の主要事業の御説明がありましたが、これに関して質問等ございますでしょうか。

○吉田(千)委員 男性のヒトパピローマウイルスの接種について、お伺いしたいと存じます。2%の60人を見込むということで、まず、どのようにこのことを知らせていくのか。広報の部分ですね。まず、そこをちょっとお伺いできればと思います。受ける人にきちっとこのことが届かないと、先に進まないかなと思うんですが、そこをまず1点。

○佐藤健康増進課長 まず、広報つちうらの4月上旬でお知らせをさせていただきました。同時にホームページへの掲載、LINEなどのSNSへの配信、市内小中学校で使用しております通信アプリ「スクリレ」というものですが、それを通しての周知、その他としましては、子育て支援アプリ「つちまるキッズ」での配信、それから、協力医療機関でのポスター掲示などにより、周知を図る予定であります。

○吉田(千)委員 できるだけということで、様々な角度から対象者に声が届いて、接種をしていただけるようにということで、やはり、親御さんたちがその辺どうなんだろうということが大変心配されるというところがありまして、小中学校のアプリに

掲載していただけるということでございますが、その辺出してはいただくだけでも、なかなかそれが何のことかということが分からないこともあろうかと思えます。その辺しっかりと、また、問合せがあったと時とか、あるいは私どももちょっと声を上げていきたいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。もう1点ですけれども、現在60人を見込んでのスタートということでございますが、それを上回った時、その時のほどのように対応されるのか。お伺ひしておきたいと存じます。

○佐藤健康増進課長 60人を上回った場合には、財政当局等の相談で対応させていただきますと思えます。

○吉田(千)委員 どの程度ということもありますし、当局の財政にもよるという状況でございますが、命を守るというところでは、しっかりとまずは60人が受けていただければなど。その先は財政当局との交渉になろうかと思えますが、よろしくお願ひしたいと思えます。助成額と、それから、3回ですよね。接種が。これは上限が1万6,841円ということですので、3回接種のこれは費用ということで、病院によって若干お薬代が違うということもあるのかなというふうに思うんですけれども、それを上回ったものについては、個人負担ですよというそういう考え方でよろしかったでしょうか。

○佐藤健康増進課長 基本的に土浦市医師会との契約で実施を予定しておりまして、土浦市医師会管内の医療機関、今29か所の病院が手を挙げていただいております、そちらの病院ですと、もう契約でこの金額で御本人の自己負担なく実施していただくということと、それ以外、市外の病院で受けた方につきましては償還払という形を取りますので、その場合には、病院によって金額が違いますので、もし、それ以上上回った場合の分については自己負担が発生いたします。

○吉田(千)委員 29か所で接種ができるということですので、なかなか市外で受けるってこともないかとは思いますが、償還払の対応もされてるということですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○矢口委員長 私からもこの件に関していいですか。ちょっと心配してることがあって、果たして男性がこれを本当に受けてくれるんだろうかと。今、女性がもうなかなか進んでいない中で。というのは、ここでこの資料見ると、予防できる疾病として肛門がんと、尖圭コンジローマが書かれてますけど、やっぱり本来の目的は女性の子宮けいがんの予防であることは間違いないですし、女性がなぜ子宮けいがんにかかるかっていうのは、ほとんどが男性経由でこのウイルスに感染するというふうに聞いております。ということは、そのことをきちんと伝えていかないと接種は進まないんじゃないか。肛門がんと尖圭コンジローマを予防するために、今まで皆さんがこのワクチ

ンのその副反応を怖がって受けてこなかった経緯を考えると、本当にいるんだろうかとちょっと心配になるんですけど。単にPRする。そのPRの仕方というよりも本来の意味、性教育になると思うんですけど、そこをしっかりと行っていかないと、その性交渉で相手に移すということが、この小学校6年生から高校1年生の人たちにきちんと伝わるのかどうか。性教育の部分も含めてどういうふうに進めていくのかっていうことに関わってくると思うんですけど、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○佐藤健康増進課長 確かにかなり意識が高い方でないと、接種っていうところには行きつかないことが多いかと思います。委員長おっしゃるとおり、教育が大事ということで、健康増進課としましては、一つはがん教育ということで、学校で授業をされている所に出前講座で、出張でお話をさせてもらったりする機会がありますので、そういった場面を通してとにかく周知に努めていくところが大事かなと思っておりますので、その点で進めていきたいと思います。

○矢口委員長 なんか否定的な言い方しちゃいましたけど、これに踏み切られたのは英断だと思いますので、それを評価した上での意見として受け取っていただければ幸いです。

○勝田委員 この問題に関しては、もう吉田議員がずっと長年頑張っていたということに敬意を表しつつ、私も一応言ったんですけどね。5年ほど前に。また、5年もかかったのかというのが正直な感想でありまして、当時厚労省の積極推進の前に先行自治体はいくらでもモデルがあったんですけど、うちの市の場合は厚労省の動きに合わせてやり出したんですよ。多分ね。できてるので、それはもういいんですけど。矢口委員長も言ったような、副反応があるかないかという議論はここではしませんけども、医学的なエビデンスがない中で、しかしながら、それによって犠牲になってしまった世代というのも確実にあるわけでありまして、それをどう救うかというような展開の中で、やはり、親世代の誤認識というかですね、それがまだ払拭されてないのかなという気はします。それはもう女性に対してもそうですし、今回男性、本当に有り難い話ですけど。となると、親世帯、あるいは本人たちがやりたいって言ってくれればそれはそれでいいんですけど、積極的にこれが活用されていくためには、やっぱり積極推進に対しての何かアピールを続けていかないと進まないのかなっていう気はするので、その辺り、今後是非御努力のほうをお願いしたいし、矢口委員長が言ったように、性交渉で感染するわけですから、何で性交渉をタブーにしないといけないんだっていう、ちょっとそんな時代じゃないだろうと私は思うんですけど。女性に対して男性が危害を与える可能性があるんだよっていうのをよく理解していただいた上での御案内ができれば良いかなと思うので、今後御検討いただければと思います。

○吉田(千)委員長 矢口委員長、また、勝田委員から様々心配な点というか、そういったことも含めて、このことを否定するわけではないということで、そういうお話いただきました。やはりこのことをなかなか受け入れるのには、女性のキャッチアップもやっていただいて、本当にその声が届かないってのはとても命を守るっていうことで、何せ1万人が罹患して、約2,900名ぐらいの方が亡くなるという、この現状が横たわっているわけですから。本当に女性の命を守って、お互いが守り合っていくという、そういうことが大事だということで。お医者さんですね。医師会と是非タイアップしていただいて、何か巡回でもいいですから、どこかPTAのそういった講演会というか、そういった中にもし組み込めるようなことがあれば、まずはモデルケースでもいいと思うんです。全校一斉にやるとかではなくて、その辺もしっかりとそういった声が。そうすると、そういうことがアナウンスされていくのかなというふうに思いますので、その辺はしっかり検討していただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤健康増進課長 先ほど申し上げましたが、そういった周知活動は本当に大事だと思いますので、今後検討させていただきます。

○矢口委員長 よろしく願いいたします。この件に関してほかによろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 次にまいります。債権の放棄(高額療養費貸付金)(案)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 今回、提出を予定しております高額療養費貸付金の債権放棄と、それに関連する債権の種類や債権管理などについて、説明させていただきます。サイドボックスの恐れ入りますが、資料の③の債権放棄についての補足資料のほうから御説明させていただきます。まず、1の債権の分類について、御説明いたします。ここで言う債権とは、一般的には特定の人に特定の行為を請求する権利のことであり、ここでは、地方自治法第240条、第1項に規定する金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利、すなわち債権者が債務者に対し特定の根拠に基づき支払の請求をし、納付を求める権利を指しております。こちら、債権の分類並びに各債権の特徴ではありますが、地方公共団体の保有する債権には公債権と私債権がございます。また、公債権の中には、地方公共団体が強制的に徴収できる公債権と強制的に徴収できない公債権がありまして、それぞれ、強制徴収公債権並びに非強制徴収公債権がございます。それから、2番目の各債権の特徴は、御案内の表のとおりになります。個別の項目につきましては時間の都合上、説明を省略させていただきますが、現在、国保年金課の債権はこの表の下段の債権の主な例でございます公債権の強制徴収公債権の国保税、ア

ンダーラインが引いてありますけれども、そちらと隣の非強制徴収公債権の一般被保険者返納金、それから、一番右側の私債権の高額療養費貸付金と、既に債権放棄済みであります出産費資金貸付金からなっております。それから、こちらなんです、まずこの発生した債権につきましては、地方公共団体の責務としまして、自主財源の確保や市民負担の公平性の観点から、法的にとり得るあらゆる手段を駆使して完納させるべきものですが、徴収努力を尽くしてもなお、徴収が事実上困難であると認められる債権につきましては、事務の効率化の観点から、法令にのっとり消滅させた上で、不納欠損等を行うことで、その債権の管理を終了するのが合理的となっております。そのため、時効完成後の手続が必要になってきますが、非強制徴収公債権である一般被保険者返納金につきましては自動的に時効が完成しますが、私債権である今回の高額療養費貸付金については時効の援用が必要になります、死亡などを理由に援用できない方に対しましては、権利放棄の議会の議決が必要となっております。次のページをお願いいたします。つぎに、3の国保年金課の債権管理になります。現在の国保年金課が抱えている二つの債権につきましては、今年度中に債権放棄と不納欠損を予定しているものでございます。まず、この発生原因とその対応について、順次説明させていただきます。（1）私債権の高額療養費貸付金になりますが、図を御覧いただいてもよろしいでしょうか。まず、国民健康保険は被保険者の属する世帯の世帯主が申請者となっております。この方が受診した場合に、通常は、①医療機関にまず受診し、②医療機関から医療費の請求が来ます。つぎに、⑤医療機関に医療費を支払いますが、医療費が高額になった場合に支払が難しい場合に、高額療養費の支給を担保して、基金から貸付けを受ける制度があります。⑤の支払が難しい場合に前もって、③高額貸付申請書を提出していただき、④高額療養費分の9割を申請者へ貸付けを行います。貸付金分と本人負担分の差額分を合わせて、⑤医療機関に支払を行います。その後、⑥と⑦で高額療養費の申請を行い、現金支給を受け、⑧貸付金分を基金へ返還いたします。貸付分の債権になってしまっているのは、⑥と⑦と⑧の手続をせずに申請期限を迎えたものになっております。現在は、③の貸付申請時に、⑥、⑦、⑧の手続も行っておりますので、今後債権が発生する可能性はございません。そのため、今年3月議会では290万6,000円の債権放棄を予定しております。それから、次の（2）非強制徴収公債権の一般被保険者返納金になります。この債権は公債権に区分されておりますが、個別の法令に根拠規定がないため、滞納処分が行えないことを除けば、市税等と同様の運用になります。この債権は時効期間が経過したことにより、3月末日に656万9,636円を不納欠損する予定でございます。また、この債権の発生過程を略図で表しましたものを御覧ください。4月に国保の資格喪失をしている方が9月に入ってから国保の資格喪失届を出した場合に、既に国保の保険証で5

月から8月に医療機関にかかっていた場合に、保険者負担分、医療費分の7割から8割が誤って医療機関に支払われて得ることになり、本人から原則、保険者負担分を請求することになります。本人への保険者負担分請求分が一般被保険者返納金の債権となります。この債権につきましては、今後も発生する可能可能性がございます。それでは、恐れ入りますが、資料の②の債権放棄についてを御覧いただきたいと思えます。こちらの資料②のほうを説明させていただきます。1、議案の趣旨としましては、高額療養費貸付金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条、第1項、第10号の規定により、議会の議決を求めるものになります。2の債権の概要としましては、(1)債権の目的は、高額療養費の支払のために貸し付けるものになります。ここで、高額療養費と高額療養費貸付金制度について、簡単に説明させていただきます。高額療養費とは、1か月に支払った医療費の一部負担金、自己負担分が一定額を超えたときに、申請により超えた分が高額療養費として支給されるものです。高額療養費は病院の支払が終了してから、その領収書をもって一定額を超えた分が支払われます。自己負担分の支払が困難な方がこの高額療養費貸付金制度を利用し、高額療養費分を担保として貸付金をこの制度から借り、病院の支払を済ませ、その後に高額療養費の申請をして、高額療養費分をもらい受けたら、貸付金に返還をしてもらう制度になります。先ほどもお話ししましたが、貸付限度額は高額療養費の額の10分の9に相当する額でして、貸付利率は無利子、償還期限は高額療養費の支給日としております。当時、国保年金課から高額療養費申請の勧奨通知を送付していたにもかかわらず、申請してもらえずに、給付できる時効の2年が過ぎてしまったものです。そのため、貸付金を回収できずに債権として残ったものでございます。こちらの債権の種類につきましては私債権でございまして、(3)消滅時効の期間は債権発生日の翌日から10年となっております。今回、債権放棄する人数は、3、債務者人数は14人になり、放棄する債権の総額は290万6,000円となっております。放棄の理由としましては、債務者番号1から14番はいずれの債権も本人は既に亡くなっており、相続人への対応になり、当該債権の消滅時効期間の経過により、今後の徴収が極めて困難であるため、債権を放棄するものでございます。

○矢口委員長 それでは、ただ今の説明について、質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、次にまいります。令和6年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)(新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業・新型コロナウイルスワクチン接種事業)について、執行部より説明願います。

○佐藤健康増進課長 資料の④をお願いいたします。1番補正の理由です。令和5年度の新型コロナ特例臨時接種につきまして、国からの補助金等が超過受入れとなりま

したので、これを返還するため、歳出の増額補正をお願いするものです。2番、事業概要の(1)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は人件費や通信運搬費など接種体制を確保するための費用で、返還額は約1億4,000万円、(2)新型コロナウイルスワクチン接種事業は協力医療機関等への委託料等で、返還額は約6,900万円です。3番補正予算については、両事業とも、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の22節償還金利子及び割引料の増額補正となります。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、委員の皆様から質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。その他に移ります。のりあいタクシー土浦の年会費一部助成(令和7年度予算関連)について、執行部より説明願います。

○刈山高齢福祉課長 サイドブックの資料5をお願いいたします。のりあいタクシー土浦につきましては、高齢者の通院や買い物、社会活動の参加などの際に移動手段として市内全域を運行するデマンド型福祉交通で、土浦地区タクシー協同組合が運営、市は利用者の年会費に対し一部助成を行っているもので、今回助成の増額をするものでございます。1番のこれまでの経緯でございますが、のりあいタクシー土浦は平成19年4月に本格運行を開始しまして翌年の平成20年4月から、市では利用者に対し年会費9,000円のうち7,000円の助成を開始いたしました。その後は記載のとおり、平成23年4月、平成27年6月、平成4年4月には年会費の増額に対応し、市からの助成も増額してきたところであります。また、平成27年6月からは免許返納者の年会費全額助成も開始いたしております。つぎに、2番の現状及び今後の収支見込みでございますが、運転手のほうが退職等によりまして、車の稼働台数が4台から3台と減少したことから、利用予約を断ることが増え、利用者から苦情が出るような状況でございます。稼働台数を今後4台に戻す必要があると考えているところでございますが、土浦地区タクシー協同組合におきましては、稼働台数が3台となったことから、利用収入の減少、加えて燃料費の高騰など経営状態が悪化しており、今後の事業継続が困難な状況が続いているものでございます。つぎに、3番の対応策でございますが、これまでと同様、年間の引上げによる収入増を図ることを考えたものでございます。高齢福祉課といたしましては、利用者の自己負担額、これまでと同様に2,000円とするため、助成額を1万3,000円から1万7,000円に、免許返納者への助成は1万5,000円から1万7,000円に助成額を引き上げて対応してまいりたいと考えてございます。その結果、4番の令和7年度の予算でございますが、助成額を1万5,000円の800人分、免許返納者への1万7,000円

を70人分としまして、計1,319万円の計上となります。令和6年度比較では、増額分の174万円の増額でございます。高齢福祉課といたしましては、事業者への直接支援はできないため、高齢者が利用しやすくなるため、年会費の一部助成をしております。のりあいタクシーにつきましては、これまでも年会費の値上げにより、その経営について維持してまいりました。値上げ幅に合わせまして、助成額を増額し、高齢者の負担は変わらないようにしてきたところでございますが、今後は地域公共交通計画の中で、のりあいタクシーの位置付け、こちらのほうをきちんと検討していただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 この件につきまして、質問等ございますか。

○勝田委員 いろいろ御苦労だと思います。私はもう最後に課長がおっしゃったとおりですね、位置付けを検討していただきたいということが非常に重要だと思っております、制度的になかなかちょっと厳しくなってるなというのが実感でございます。がんばりましょう。

○刈山高齢福祉課長 一応、こちらの交通計画のほうは令和8年度に改正をすることになってございますので、その中では必ずやっていただきたいってことで話をしているところでございます。

○矢口委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 つぎに、土浦市国民健康保険税条例の一部改正(案)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料⑥をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正(案)について、御説明いたします。今回の改正は、国民健康保険税限度額の増額と均等割減額の適用範囲の拡大でございます。1番の改正の理由でございますが、国民健康保険の保険税の賦課額に関する基準等について、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直すなど、所要の規定の整備を行うため、地方税法施行令の一部が改正される予定でございます。このことを受けまして、土浦市国民健康保険税条例においても基準額との変更が必要なことから、改正を行うものでございますが、例年、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布は3月末頃であり、昨年は3月30日公布、4月1日施行でございました。そのため、3月議会定例会に間に合わないことから、専決処分にて制定をしております。今回の改正につきましても、例年同様、公布が3月末頃となる予定から、専決処分をさせていただきますことを御了承願いたいと思います。2番の改正の内容でございますが、限度額につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援

金等課税額、介護納付金課税額の3項目あるうちの基礎課税額の限度額を65万から1万円増額し、66万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から2万円増額し、26万円に改めるものでございます。こちら、3項目合わせまして、現在106万円から3万円増額の109万円と変更となります。これに伴う影響額は、758万7,250円の増額となります。また、(2)のところになりますが、均等割減額の適用範囲の拡大につきましては、7割減額、5割減額、2割減額の3項目のうち、5割減額及び2割減額の適用範囲をそれぞれ拡大するものでございます。表に記載ありますように、5割減額では、加算額を29万5,000円から1万円増額し、30万5,000円に、2割減額では加算額を54万5,000円から1万5,000円増額し、56万円にそれぞれ増額するものでございます。これによる影響額は、459万5,600円の減額となります。こちらのほうの施行日につきましては、令和7年4月1日から施行を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

○矢口委員長 質問等はございますか。

○福田委員 今、基金がどのぐらいあるのか。それから、これ広域連合との関係で、この辺の基金はどういうふうになってるんでしょうか。分かる範囲で結構です。

○武井国保年金課長 現在、国保のほうでの基金の残高っていうことでよろしいんでしょうか。

○武井国保年金課長 今、資料のほうを持ってないので、後ほどお知らせいたします。

○矢口委員長 いつも出してるこういうグラフとかを、また皆さんにお配りいただけるということでもよろしいでしょうか。福田委員それでよろしいでしょうか。

○福田委員 はい。

○矢口委員長 ちなみに、この限度額に達してる方って全体の何パーセント位とかいうのは、今、答えられますか。

○武井国保年金課長 超過世帯ですけれども、実際に基礎分と後期と介護でそれぞれ違うんですが、超過世帯については基礎課税分の方が大体1.56パーセント、後期のほうが0.83パーセント、介護納付金分のほうが2パーセントということで、おおむね大体1.5から2パーセントの間位で推移してると思います。

○矢口委員長 ごく一部の方がこれだけ納めていただいているということですね。ほかによろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 それでは、以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか何か執行部からございますでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 本日、追加でチラシを配らせていただいております。この写真の付いてるこちらです。高齢福祉課のほうで3月の16日に講演を行うものでござ

います。本市のほうでは、医療と介護の連携を図るため、医療、介護関係者の研修会や市民講演会などを行っております。今回のテーマは、写真が語る命のバトンリレー、在宅医療・看取りの現場からと題し、講師に写真家でジャーナリストの國森康弘先生をお迎えいたします。國森先生は京都大学経済研究科、英ガーディフ大学ジャーナリズム学部卒業後、新聞記者を経て、イラク戦争を機に独立。近年では、命の有限性と継承性をテーマに数々の御家族たちのかけがえのない看取りとそれを支える地域丸ごとケアについての著書や写真集を出版しております。写真を通じて講演をしていただきます。

○矢口委員長 ほかはよろしいですか。

○羽生保健福祉部長 前回2月の委員会で福田委員のほうから会計年度任用職員の金額の詳細をという話だったのですが、資料が大体できたんですけれども、教育職から福祉職、様々なものがありますので、今度の本委員会の時にお配りをさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○矢口委員長 委員の皆さんから執行部に対して何かございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、保健福祉部は以上になります。暫時休憩といたします。

(午後0時40分休憩)

(午後1時30分再開)

○矢口委員長 委員会を再開いたします。こども未来部に入る前に、先ほどの質問に対する資料の提出がございましたので、国保年金課の武井課長から御説明をいただきたいと思っております。

○武井国保年金課長 先ほど福田委員のほうから現在の財政調整基金の残高について、お問合せがございましたので、資料のほうを御用意させていただきました。こちらの資料なんですけど、横長の資料の一番下で、令和6年度の前年度繰越額を御覧いただきますと、17億1,804円というのが基金の前年度からの繰越額でございます。昨年9月の議会におきまして、国保の特別会計から基金のほうへ余剰金である2,160万余円を入れまして、現在の基金の残高でございますが、年度末残高のところに書いてありますとおり17億4,057万4,058円というのが現在の基金の残高でございます。今年度中にまた基金のほうから繰出しとしまして、おおむね3億円を予定しておりますことから、おそらく最終的には年度末17億1,000万位というような予定でおります。

○矢口委員長 参考までに、今資料を見れば分かることなんですけど、ざっくり国保の年間の予算って何億円ぐらいでしたでしょうか。。

○武井国保年金課長 手元になくて申し訳ございません。後ほどお答えいたします。

○矢口委員長 それでは、こども未来部に入ります。議案関係に入ります。資料はこども未来部をお開きください。令和7年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 それでは、私のほうから御説明させていただきます。事業名のほうが保育所A I 入所選考システム事業で、2ページのほうを御覧いただければと思います。款が民生費で、項が児童福祉費での計上となる新規事業の保育所A I 入所選考システムは、現在、職員が目視や手作業で対応している保育所等の入所選考作業について、A I を活用した保育所A I マッチングシステムを新たに導入、運用することにより、申請者の希望に的確に応じた保育所の選定の方が可能となるものでございます。また、今まで入所選考に膨大な時間を要していましたが、複雑な選考をシステムに処理させることで、正確かつ迅速な保育所選定が可能となります。これによりまして、入所申請から決定までの期間が飛躍的に短縮され、選考結果を早期に通知することが可能になるため、保育所利用者満足度の向上を図るものでございます。

○矢口委員長 この件に関して、委員の皆さんから質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 それでは、私から一つ。このA I の処理の仕方なんですけど、今までもきちんとした基準で、何順、何順と、いっぱいある中でそれを職員のほうが手作業でやっているととても大変だったんだと思うんですけど、その基準そのものはA I に変わっても変わらないということでしょうか。

○野中保育課長 基準のほうは変わりません。そちらの選考のほうをA I にやらせるような形でございます。

○矢口委員長 では、次にまいります。土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正（案）について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 こども未来部の資料②-1のほうをお願いいたします。土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正（案）について、御説明させていただきます。1番の主な改正の理由ですが、保護者の就労形態の多様化や長時間勤務等に伴い、令和7年4月から放課後児童クラブの開所時間の延長を実施するためと、開所時間と延長に係る育成料のほうを規定するものでございます。また、待機児童解消のため、神立小学校第4児童クラブを新設したことや、乙戸小学校児童クラブの位置について、長寿命化工事の関係で新たに住居表示番号を設定したため、条例別表における施設名称等の追加及び1の改正を行うものでございます。2番の主な改正の内容になりますが、(1)開所時間の延長に係る改正としまして、第5条関係で延長時間について定めます。平日、第1土曜日等、こちら今までは午後6時30分だったものを午後6時30分から

午後7時まで、長期休業期間、これ夏休み等なんですが、こちら令和4年から試行的に8時のものを7時半から実施していたんですが、こちらを条例に位置付けまして、午前7時30分から午前8時まで、それと、終わりの時間で午後6時30分から午後7時までのほうを位置付けます。②の延長利用に係る育成料につきましては、第11条関係で、事前登録のほうは月1,000円を頂きます。突発的な利用、これは1日当たり400円で、月上限として1,600円を頂くようにします。(2)の施設名称等に係る改正としまして、こちらは別表関係なんですが、①で神立小学校第4児童クラブを加え、そちらの定員のほうを32名追加する。②の乙戸小学校放課後児童クラブの位置を土浦市乙戸南2丁目1番1号から土浦市乙戸南2丁目1番16号とする。3番の施行日につきましては、令和7年4月1日から施行するとします。4番の添付書類としまして、条例改正の詳細については、資料②-2の改正案文と資料②-3の新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

○矢口委員長 質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○根本委員 質問とは違うんですけども、今回、この延長が7時までということに決まって、昨年、質問をさせてもらったんですけども、そこのお母さんから学童に行けるという書類が届いて、そして、そのお母さんの子供さんが今年から1年生に上がるということで、週8時間労働がそのまま続けられるし、収入も減らずに済んだという本当に喜びの声が届きましたので、本当にありがとうございました。

○矢口委員長 それでは、次にまいります。土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 つづきまして、資料③-1のほうをお願いいたします。土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、御説明させていただきます。それでは、1番の主な改正の理由ですが、家庭的保育事業等は、小規模保育事業などのことで、少人数の単位で0歳から2歳までの子供を預かる事業でございます。今回の改正では、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令によりまして、基準のほうは改正されたことに伴い、連携施設に係る見直しがあったこと、また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正する内閣府令によりまして、栄養士の要件が拡大されたことから、条例の一部を改正するものでございます。2番の改正の内容ですが、(1)の第6条関係、こちらですが、家庭的保育事業者等は、代替保育及び卒業後の受け皿設定に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないとされており、今までも連携施設の確保が著しく困難であって、市長が必要な要件を満たすと認める場合は、連携施設を確保しないことがで

きるとされておりましたが、今回の改正によりまして、保育内容支援が新しく追加され、より必要な要件が緩和されたものでございます。（２）の第１６条、第１項、第２号関係としまして、家庭的保育事業等の運営等に係る要件としまして、食事の外部搬入を行う場合は、栄養士による必要な配慮を行うことになっておりましたが、栄養士法の法が改正されまして、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士国家試験を受験することが可能になったことから、今後は栄養士免許を有さない管理栄養士についても要件を満たすこととなるため、条文に管理栄養士のほうを追加するものでございます。（３）の付則第３条関係としまして、連携施設に係る経過措置の期限を設置運営基準の施行日から、今まで１０年だったものを１５年経過するのほうに改正するものでございます。３番の施行日につきましては、令和７年４月１日から施行するといたします。４番の添付書類としまして、条例改正の詳細につきましては、資料③－２の改正案文と資料③－３の新旧対照表を載せておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

○矢口委員長 ただ今の件について、質問等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について、執行部より説明願います。

○野中保育課長 それでは、資料の④－１のほうをお願いいたします。土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）について、御説明させていただきます。１番の主な改正の理由ですが、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業とは、施設型給付、施設の運営等に係る費用の補助でございます。そちらを受けるために市町村から確認された施設のことで、特定教育保育施設とは、保育所や認定子供園、幼稚園のことでございます。特定地域型保育事業、こちらなんです、こちらは、小規模保育事業や事業所内保育施設のことでございます。０歳から２歳までの子供を預かる保育事業につきましては、児童福祉法では、家庭的保育事業等と呼ばれており、子ども・子育て支援法では地域型保育事業と呼んでございます。今回の改正では、家庭的保育事業等の条例の一部改正と同じく基準のほうに改正され、連携施設に係る見直しがあったため、条例の一部を改正するものでございます。なお、こちらにつきましては、栄養士についての規定がないため、栄養士に関する改正のほうはございません。２番の主な改正の内容ですが、（１）第４２条関係としまして、特定地域型保育事業者は、代替保育及び卒園後の受け皿設定に係る連携協定を行う保育所、幼稚園又は認定子供園を適切に確保しなければならないとされており、今までも連携施設の確保が著しく困難であって、市長が必要な要件

を満たすと認める場合は、連携施設を確保しないことができるとされておりましたが、今回の改正により、保育内容支援のほうが新しく追加され、より必要な要件が緩和されたものでございます。（２）の付則第４条関係としまして、連携施設に係る経過措置の期限を設置運営基準の施行日のほう、こちらが１０年から１５年に改正されたものでございます。３番の施行日につきましては、令和７年４月１日から施行するいたします。４番の添付書類としまして、資料④－２のほうの改正案分、資料④－３の新旧対照表、こちらを載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

○矢口委員長 この件に関して質問等ございますでしょうか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ないようですので、以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか、何か執行部からございますでしょうか。

○中川こども政策課長 それでは、その他としまして、先ほどの事務局のほうから紙の資料をお渡ししたかと思いますが、横の資料でそちらを御覧になりながら御説明をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。霞ヶ岡保育所、今度千鳥ヶ丘保育園になりますけれども、そちらの新園舎の整備が遅くなっておりますという御説明を先日もさせていただいたかと思いますが、改めまして、入札日程が決定しましたので御報告させていただきます。この資料ですけれども、祥風会のホームページを印刷したものになりますので、ホームページのほうにも同じものが載っております。入札の公告日は、おとといの２月の２５日に掲載となりました。こちらは、郵便入札方式になりまして、３月１９日１７時が締切りとなります。開札日が３月２１日金曜日となります。工事期限が令和７年１２月２５日までとされております。こちらの入札公告は、祥風会の交付ホームページに掲載されておりますほか、昨日付けの日本工業経済新聞に記事を掲載したということになっております。そちらまだ確認してないんですけども、一応ホームページにはこういう形で出ております。今回の入札に関しましては、入札をエントリー方式というものになっているようで、３月７日までに入札参加の申請をいただいた方に資料をお渡しして入札をしていただくというような方式になっているということです。これで一応入札が決定したということの御報告になります。

○矢口委員長 この件について、質問ございますか。

（「なし」との声あり）

○矢口委員長 ほかに質問ございますか。

○野中保育課長 こちらのサイドボックス、こども未来部の資料の一番最後になるんですが、認可外保育施設、オレンジ保育室への対応のほうを御覧いただければと思います。この件につきましては、１月２８日の事前委員会のほうでも御説明させていた

いただきましたが、認可外保育施設に対する指導監督基準を満たしているか確認する立入調査の結果、再三改善指導を行ったにもかかわらず、一向に改善する見込みがないため、市では改善勧告のほうを発出しまして、その後、県によりまして施設名が公表されているものでございます。1番の対象施設としましては、大手町5番23号にありますオレンジ保育室のほうで、本市につきましては、児童福祉法によりまして改善勧告までを県より権限移譲のほうを受けてございます。2のこれまでの経緯としまして、下から4行目になってしまうのですが、令和6年12月13日に報告書の方が未提出のため、市のほうで事前連絡なしの訪問を行いました。これは午後の8時30分に行ったんですが、その時は無資格者1名で3人の子供をお預かりしておりました。そのため、令和6年12月23日に市により明確な違反をしているということで改善勧告のほうを発出しております。県のほうで年が改まりまして、令和7年1月24日に氏名の公表を行っております。令和7年の2月7日なんですが、やはり、報告者が未提出ということで、県と合同で事前連絡なしの訪問を行いました。こちらも夜の8時30分以降で、やはり無資格者1名で3名の子供を預かっていたため、職員の不足が一番の問題なので、早急に改善して欲しいという指導のほうを行っております。3番の今後につきまして、県のほうでは管理者に弁明の機会を与えるため、令和7年2月13日に施設を訪問し、令和7年3月13日を期限として弁明通知のほうを手渡しております。今後も改善が図られない場合は、県が児童福祉法第59条、第5項の規定によりまして、茨城県社会福祉審査会の意見を聞いて、事業の停止又は施設の閉鎖のほうを命令することとなっております。なお、現在施設に対しては保育に従事する者の数及び資格の基準を満たさない時間帯は児童の受入れをしないよう強く指導を継続して行っております。

○矢口委員長 ただ今の件について、御質問等ございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ほかに執行部のほうから何かございますでしょうか。

○真家こども未来部長 特にございません。

○矢口委員長 委員のほうから執行部に対して何かございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようです。以上でこども未来部は終了といたします。お疲れ様でした。

(執行部入替え)

○矢口委員長 つづきまして、その他を行います。資料は土浦市公共施設等再編・再配置計画に係る進捗状況等についてをお開きください。執行部より説明願います。

○矢口委員長 それでは、公共施設関連の進捗状況について、4点ほどございますので御説明をさせていただきたいと思っております。資料①になります。①の1点目です。課題のある施設をピックアップしまして、前回はその配置方針につきまして、御説明をいたしました。今回は、ほかの施設所管課のほうで検討しております施設を加えまして、188施設全体の配置方針がまとまりました。そして、外部有識者会議であります策定委員会において御協議いただきましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。別資料で御説明したいと思っておりますので、申し訳ありませんけれども、資料②のほうをお開き願いたいと思っております。こちらは、前回お示ししました課題のある29施設の配置方針を地区ごとに優先順位によりましてスケジューリングをしたものです。各地区の枠の中に地区内の課題のある施設を記載しておりまして、五中地区で行いましたように地区内の住民の皆様と協議しながら、地区ごとの再編方針をまとめていきたいと考えております。一番上の都和地区につきましては、都和児童館が築51年を経過してまして最も古いことから優先順位を高くしております。次の新治地区につきましては、施設の老朽化に加えまして、課題のある施設が多いということから優先順位を高くしているというものです。矢印の薄いブルーにつきましては、検討と書いてありますが、こちらは役所内部での検討を指しまして、濃いブルーで策定と書いてある矢印は地区内の住民の皆様との協議を指しているというものでございます。なお、一番下の欄外に記載しておりますけれども、五中地区は先行して方針が既に進んでいると。また、六中地区は課題のある施設がないということから、ここに記載はございませんけれども、六中地区公民館の長寿命化工事につきましては、公民館の長寿命化のスケジュールにのっとり別途進めていくということになります。次のページから7ページにわたりまして、全ての188施設を一覧にまとめてございます。施設の名称欄に色が付いているものは課題のある施設として配置方針を既に示しているもの、また、面積の欄が赤く着色しているところは延べ床面積の削減効果を見込んでいるというもので、その右側のほうに、配置方針で2とおりの方針を示してある施設がございます。例えば、ナンバー3の亀城プラザにつきましては、用途廃止と長寿命化の2パターンを示しておりますけれども、より削減効果の高い用途廃止を見込んで、面積の削減効果に加算しているということです。このようにしまして、削減効果を積み上げていきますと、7ページの一番下の欄外を御覧いただきたいと思っておりますけれども、一番下の欄外の真ん中辺りです。延べ床面積の削減率が15.5パーセントと記載してございます。これにつきましては、目標の30パーセント削減には遠い数字となっておりますけれども、公共施設総合管理計画の計画期間は令和37年までの今後31年間となっておりますので、今後の人口減少の進展に伴って計画の見直しをしていくということになるかと思っております。その際には、公共施設の6割を占めております学

校と市営住宅の再編が進むことも想定されますので、縮減率も目標値に近づいていくものというように考えております。次の8ページをお願いいたします。計画期間内における現時点での概算事業費を算出したものでありまして、左側の枠が再編等を考慮せずに全ての施設を長寿命化工事等を行った場合の事業費でありまして、約1,050億円、年間平均しますと約34億円という試算になります。これを再編・再配置の取組を反映させまして、加えて総務省が示しております長寿命化工事や大規模改修工事の内容を施設の今の現状に合わせて見直しを行うなどの費用の削減を図りますと、約210億円削減ができて、総事業費が約840億円、平均しますと27億円になるという試算結果となりました。これを、次の9ページでは、計画期間31年間における事業費の推移をグラフに表したというものです。横軸が時系列で、計画期間を約5年スパンで区切っておりまして、縦軸が金額になります。高度経済成長期に建設された施設の長寿命化工事などの時期が、これから令和19年ごろまでにピークを迎えることから、このスパンでの事業費、オレンジの部分になりますけれども、この期間が膨大になっているということになります。何が一番大きいかと言いますと、左下の枠の中、ピンクの枠の中に記載してありますように、特に学校の事業費が非常に高いということが見込まれています。このような状況への対応としましては、適正な優先順位付けを行いながら、可能な範囲で実施時期を先送りしつつ、公共施設包括管理の導入による安全管理や基金の活用を図ってまいりたいと考えております。先ほどの最初の資料①のほうに戻っていただきまして、資料2点目の市民説明会についてです。公共施設全体の188施設の配置方針案がまとまったということで、4月に市内4か所で市民に対する説明会を実施しまして、市民の意見を伺いたいというふうに考えてございます。次の2ページになります。3点目の五中地区の再編方針の決定についてです。再編方針案に対するパブリックコメントを実施しまして、策定委員会で協議した結果、原案どおり再編方針を決定したということになります。今後につきましては、記載のスケジュールで支所機能の移転や湖畔荘機能の複合化に向けて、基本設計等を行いながら作業を進めてまいりたいと考えております。つぎに、4点目の条例の一部改正についてです。上大津支所の一部機能の移転に伴いまして、行政組織条例の上大津支所を上大津出張所に名称変更するとともに、住所変更を行ってまいります。また、他の支所と同じ機能を有します神立出張所につきましては、神立支所に変更をいたします。それから、公告式条例の改正がございまして、条例等を公布する際には公告式条例に基づきまして、掲示場に掲示するというようになっております。この掲示場とは、本庁の他各支所に設置している掲示板のことですけれども、この掲示場の場所がこの条例に規定されておりまして、一連の変更に伴いまして、その場所を神立支所に変更するというものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明に対して質問等ございますでしょうか。

○鈴木委員 あくまでも計画としてみれば計画なんだろうけども、例えば、消防団の車庫、新治地区の車庫が全部集約化の対象になってますよね。そうすると、車庫を集約化するという事は、いわば消防とも連動して、これ分団の統合になってきて、実際、消防団の地区の分団の中ではそれが問題になっていて、分団を解散しましょうかという話にもなってるので、消防のほうの事情でいろいろほかの事情も絡んでるから、そういう動きまで覚悟しての集約化なんですか。

○天貝行政経営課長 地元の方に説明改善を行った時に、なり手がなかなかいないというお話を伺っておりまして、消防のほうもそれは認識しているということで、検討はしているようです。そういったことから、こちらの配置方針は集約化とされているもので、その中身については、こちらのほうでは把握をしてなくて、今、所管課のほうで、消防のほうですけれども、検討されているということでございます。

○鈴木委員 地域防災力を維持しつつ集約化を検討してるのは言葉としていいんだけど、これ、分団がなくなるところも出てくるし、実際、どこまで消防からそちらのほうに話が行ってるか分からないけど、新治地区は全分団がなくなる可能性もあるぐらい、今、地域では消防団員の中では問題になっていて、区長会はと言うと、区長会はどこからも正式にそんな話は聞いてませんという状態が現状。それで、近いうちに消防長ともどこまで認識してるかを話し合うんだけど、ここで色を付ける位まではいいんだけど、これ、本当に令和10年から14年までに穏やかな形で集約化ができるのかなってというのは、甚だ疑問な話なんだけど、その辺は今後、消防本部との情報交換、どういうふうに考えているんですか。

○天貝行政経営課長 この集約化については、消防本部のほうで検討しておりますので、何か変更があれば、例えば、14年までにはとても無理そうだとすることであれば計画の中で、また、その矢印を伸ばしていくとか、連携しながらこの計画に反映したいと思っております。今の現状ですと、消防のほうからはこの集約化で、矢印はこの14年までだということで報告が上がってきたものを記載したというものでございます。

○鈴木委員 公共用地の再編・再配置計画というものは、最大の目的は予算を縮めることであるということは分かるんだけど、消防の車庫の跡地なんかは本当に坪数が小さくて、あの跡地を、あの一帯跡地として残っちゃったときに、どうしようと思えるのかとか、その辺の議論はきちんとされてるんですか。

○天貝行政経営課長 7年度で跡地の利活用のスキームといいますか、そこまで少し踏み込んで、今後の施策展開まで、この計画に位置付けられたらなというふうに事務

局のほうでは考えていますので、今後その辺も含めて考えていきたいと思っております。

○鈴木委員 消防のことばかりで、ほかにもいっぱいあるんだけど、まず、消防に関して言えば15坪か、あっても20坪ぐらいのところ、その分団がなくなりました。では、車庫をどうしましょう、跡地を売却しましょうって言ったって、誰も買わないような土地ばかりなんですよね。消防に関しては。だから、消防署側からすれば、おそらく分団員の人数を減らして、退職金とか報酬を節約していくという意味合いだから、公共用地の再編・再配置計画とはちょっと意味が違うような気がするんですよ。その分団員に与える予算を削っていくんだから、この跡地に関しては、全くこれは別物と捉えたほうがいいと思うんですよ。この消防に関して、それが一つと、あと、簡単に用途廃止とか集約化とかって、ここには出てるんだけど、例えば、レストハウス水郷の用途廃止、霞浦の湯の用途廃止にしても、確かに廃止をしたい理由は分かるんだけど、現在、水郷で営業してる方もいるわけですよ。そういうところ、今度は消防じゃなくて、水郷のほうでいいんだけど、どこまで今の段階で協議してるのか又は今は全く伏せていて何の話もしてないのか。その辺はどうなんですか。

○天貝行政経営課長 レストハウス水郷につきましては、用途廃止という表記ございますけれども、これは、この公共施設管理計画の中の配置方針のパターンというのがあります。集約であるとか、長寿命化とか、移転とか、そのパターンが確か七つとか八つとかあります。その中に適切なものがなかったというのがあります。というのも、今、レストハウス水郷含め、霞ヶ浦総合公園は民間活力のサウンディング調査を行っているということで、民間に委ねていく可能性もあるということで、その適した表現のパターンが当てはまらなかったことから、用途廃止というふうになつているところでありますけれども、これについては所管課のほうでサウンディングをやっておりますので、民間活力になれば、また違った表記にもしかするとなってくる可能性はあるのかなと考えてますので、現状使っている方はそのまま、今、使っているという状況で、その表記については今後また検討していきたいと思っております。

○鈴木委員 水郷はその程度で、今のところはというと、納得はしないけど。まあいいでしょう。つぎに、管財課に聞くようになっちゃって申し訳ないんだけど、これだけの施設を複合化すれば、どっちかの施設が空くとか、用途廃止をすれば、その土地が空くと。現在、藤沢小学校跡地とか斗利出小学校跡地とか、様々な土地が全く売却できていない状態で、この辺は管財課のほうに今度回ってきた時に、管財課でそれを売却できる自信はありますか。

○皆藤管財課長 確かに現在、普通財産等の売却を進めているところでございまして、本年におきましても、滝田の土地、都和幼稚園、卸町等を買ってきたところではございます。まずは、土地を売却するに当たって弊害とかなないものから売却を進めているところでございますので、そういうものがまた出てきた場合、現在、まだ売却等が進んでいない土地等につきましては、その弊害等を外しながら、それと新たに出てきたところで、弊害等ないものについては先に売却していくというような形で、数は増えるかもしれませんが、順番でやっていければというふうには考えております。

○鈴木委員 今、売却の話で何件も入札で不調になってるのも目にしています。私が見て思うのは、市が売ろうとしてる値段っていうのは、エンドユーザーが買うところの値段なんですよね。不動産屋さんに買っていただくためには、卸値で出さない限り不動産屋さんは買わないと思うし、不動産屋さんがある程度安い値段で卸して、いろんな化粧をして、沿道の人たちに売るという仕組みにしていかないと、今のまま鑑定士にかけました、こういう値段が出ました、これで売りますでやっても今からこれだけの公共施設が処分されていく中では、全く売れる気がしないと思って私は見てるんだけど、その辺について少し値段を考えると、そういうことをするつもりがないのか。今から考えていくのか。そこだけ聞きたいです。

○皆藤管財課長 まず、その土地については、その鑑定料が示されまして、当然、今、その土地がですね、建物が残っていれば当然それは売れないということでございます。都和幼稚園の場合を申しますと、一度建物があれば、土地も建物についても、鑑定額というのが出されまして、それで売却するというのが市の財産であり、市民の財産であるというところからでは、第一になってくるかと思うんですが。売れない場合とかは、都和幼稚園で実施したように、その建物の解体費用を鑑定額から建物の解体費を差し引いた額、0になってしまえば、0円で売却をするといった方法で最終的にはやっていければなというふうには考えております。以上です。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、次にまいります。つぎに、資料は総合評価法方式の改定についてをお開きください。執行部より説明願います。

○皆藤管財課長 それでは、総合評価方式の改定についてというところをお願いいたします。まず、この総合評価方式でございますが、一般競争入札の一つでございます。こちらの価格のみならず、事業者の技術力などを総合的に勘案いたしまして、落札者を決定していくものでございます。国や県におきましては、多くの工事で採用をされているものでございまして、本市におきましても、令和4年度においては4件、令和5年度においては6件、今年度は現在まで12件実施しているものでございます。

これまでは実施要綱等に基づきまして、総合評価方式を実施しておりましたが、入札の公正性や透明性を高めるため、評価の内容や手続等を明記したガイドラインを新設するものでございます。また、先行している茨城の制度に準拠するために、このタイミングで制度についても見直しを行いたいと思っております。主な概要でございます。まず、市内外型を設定でございます。これまでは、市内の土木一式のAクラスの案件を実施してまいりました。今後は、市外事業者が参加するような大型案件につきましても、適正に実施できるようにするために、新たに市内外型を設定いたします。その際適用する評価項目についても新たに設置し、適正に評価となるよう努めてまいります。また、同時に評価項目全体の確認をいたしまして、県に準拠することを基本といたしまして、一部の評価項目の見直しをしていくものでございます。まず、表のほうからお願いいたします。表の⑤番でございます。週休2日制工事の施工実績についてでございます。こちらにつきましては、今現在、完全週休2日制の実績ということでやっておりますけれども、その部分について、4週8休工事の施工実績も加えて内容等を変更していくといったものでございます。つづきまして、8番でございます。8番につきましては、技術者表彰受賞者の配置についてでございます。配置につきましては、国、県で行っている技術者表彰制度を活用できるようにするものでございます。9番の登録機関技能者の配置につきましては、こちらについても、技術者に関する国の制度を活用できるように設置をしたものでございます。つづきまして、10番、11番につきましては、この地域精通度に関する項目といたしまして、10番は市内に拠点がある事業者について、工事における優位性により加点するものでございます。11番については、市外事業者に対する発注になった場合においても、市内事業者の下請けでの受注機会を確保するために設置をしたものでございます。12番につきましては、これまで若手技術者としておりましたが、女性技術者も加点になるように変更したものでございます。16番につきましては、これまで一定の条件の下、広く加点としておりましたが、市が指定する活動に限定することで明確化するものでございます。こちらのスケジュール等でございますけれども、3月下旬にホームページ等にガイドラインを公表いたしまして、来年度4月から案件に適用していくという予定でいるものでございます。

○矢口委員長 質問等ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で提出された資料の説明は終了いたしました。そのほか何か執行部からございますでしょうか。

○天貝行政経営課長 特にございません。

○矢口委員長 委員の皆さんからはいかがですか。

(「なし」との声あり)

○矢口委員長 ないようですので、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。